

# 多気町空家等対策計画

令和3年 2月

多気町



## 目次

はじめに	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の位置付け	1
<b>第1章 現状と課題</b>	
1. 統計調査等による空家等の状況	
(1) 人口・世帯数の推移	3
(2) 地域別人口及び増減率の推移	4
(3) 地域別世帯及び増減率の推移	6
(4) 住宅土地統計調査による空家等率の推移	8
2. 多気町空家所有者意向調査及び空家現地調査	
(1) 平成21年度多気町空家所有者等意向調査結果	9
(2) 平成26年度多気町空家所有者等意向調査結果	12
(3) 平成29年度の多気町空家現地調査	25
(4) 令和2年度の多気町空家現地調査	27
<b>第2章 空家等対策に関する基本的な方針</b>	
1. 計画対象地区及び対象とする空家等の種類及び期間	
その他の空家等に関する基本的な方針	
(1) 計画対象地区	34
(2) 対象とする空家等の種類	34
(3) 計画期間	34
(4) 空家等に関する基本的な方針	34
(5) 主体別の役割	36
(6) 管理不全な空家等の解消の促進	37
(7) 空家等対策の実施体制	38
(8) 関係機関等との連携	39
(9) その他空家等の対策の実施に関し必要な事項	40

# はじめに

## 1. 計画の背景

近年の人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、全国的に空家等が増加しています。

こうした空家等の中には、適切に管理が行われていないものもあり、防災や衛生、環境や景観、獣害等、多岐にわたり地域住民が生活する中で深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、国は平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）を制定し、あわせて「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」や「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」を定めることにより、空家等の対策に関する基本的な方向性を示しました。

本町でも、適切な管理が行われていないまま放置の空家等が年々増加して、周辺の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

それらのことから、総合的かつ計画的に空家等対策を推進していくため、多気町空家等対策計画（以下、「本計画」という。）を策定することが必要であることから、計画の策定を行うこととします。

## 2. 計画の位置付け

この本計画は、多気町空家等対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）第6条の規定に基づき、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の地域の実情に合わせて、総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。したがって、本町の空家等対策の基礎となるものです。

**【 関 連 計 画 】**

- ・ まち・ひと・しごと創生 多気町総合戦略
- ・ まち・ひと・しごと創生 多気町人口ビジョン
- ・ 多気町地域防災計画
- ・ 多気町建築物耐震改修促進計画



**多気町空家等対策計画**



**【 国 】**

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法
- ・ 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
- ・ 特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針

**【 町 】**

- ・ 多気町空家等対策の推進に関する条例
- ・ 多気町空家等対策の推進に関する条例施行規則
- ・ 多気町空家等対策に関する専門部会設置要綱

# 第1章 現状と課題

## 1. 統計調査等による空家等の状況

### (1) 人口・世帯数の推移

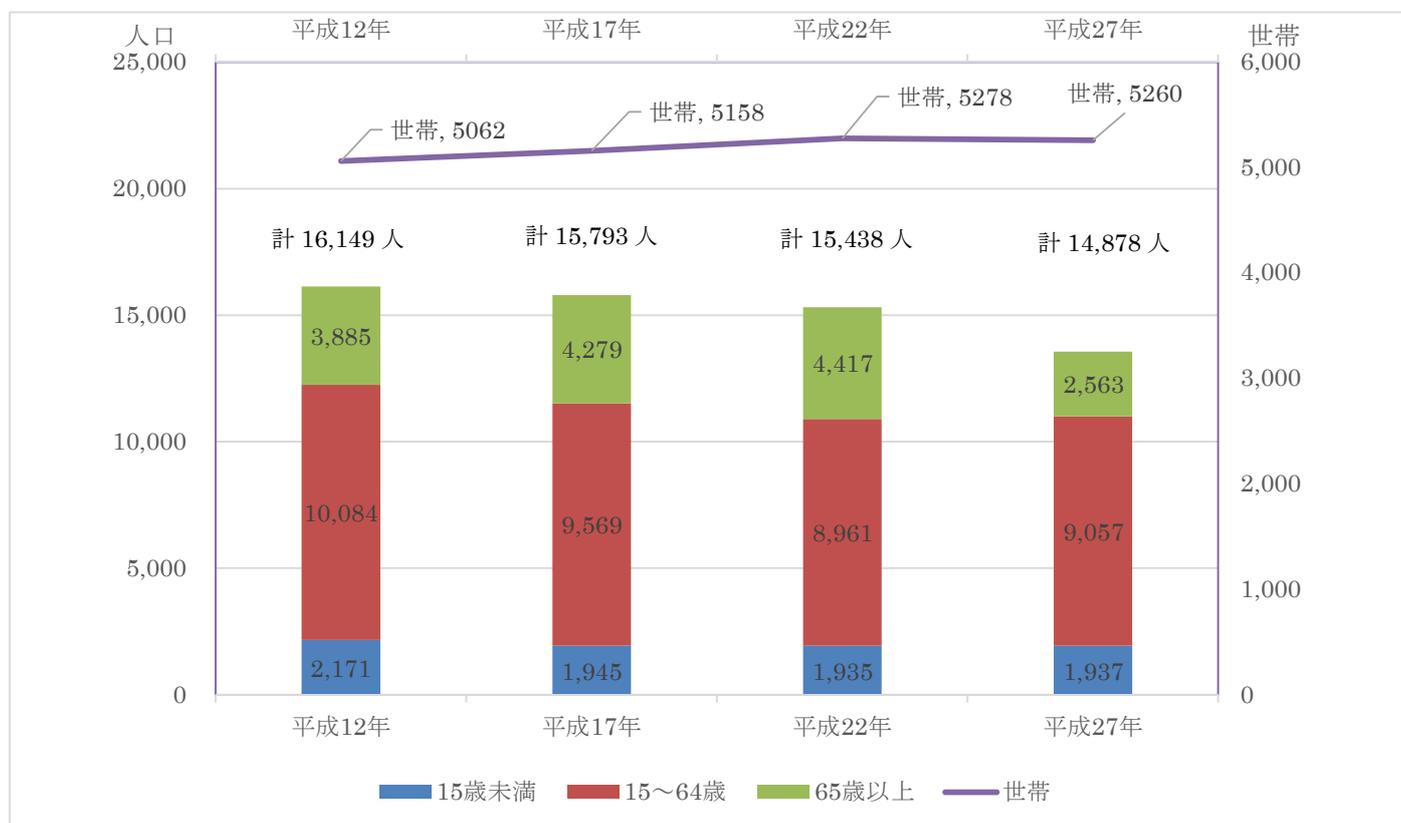
本町の人口推移をみると、平成12年の16,149人から年々減少し、平成27年には、14,878人と約1,200人の減少となっています。

年齢三区分別人口を見ると、65歳以上の年齢層は、年々減少しています。

15歳未満と15～64歳の年齢層は、平成12年から年々減少していますが平成27年に少し増加に転じました。

世帯数については、平成12年以降増加から平成27年に少し減少傾向にあります。

「まち・ひと・しごと創生 多気町人口ビジョン（平成28年1月）」によれば、平成2年から「自然減」に時代に入り、平成17年から平成25年までは50人程度で社会増減を繰り返していましたが、平成26年から「社会減」となり、本格的な人口減少局面に入ることが予測されます。また、世帯構成を見ると、「夫婦のみ世帯」「単独世帯」が増加するなど、世帯人員の転出等により、大家族→核家族→単独と世帯構成が変化しています。今回の表を見ましても、総人口は減少しているものの、世帯数は増加傾向にあるのが見られます。多気町人口ビジョンの世帯構成の変化と同じ傾向がここでも見てわかります。



出典：多気町人口ビジョン他

## (2) 地域別人口及び増減率の推移

地域別人口及び増減率の推移

地域名	行政区	人口(4月1日現在)				人口増減率(平成26年を1.0とする)		
		平成21年	平成26年	平成29年	令和2年	平成26年	平成29年	令和2年
		(2009年)	(2014年)	(2017年)	(2020年)	(2014年)	(2017年)	(2020年)
津田	津留	114	106	112	103	1.00	1.06	0.97
	牧	158	157	151	151	1.00	0.96	0.96
	鋤形	110	105	90	86	1.00	0.86	0.82
	井内林	221	229	233	220	1.00	1.02	0.96
	佐伯中	131	129	121	105	1.00	0.94	0.81
	三疋田	439	429	393	368	1.00	0.92	0.86
	四疋田	370	343	351	319	1.00	1.02	0.93
津田地区計		1543	1498	1451	1352	1.00	0.97	0.90
相可	相可一区	966	1013	978	959	1.00	0.97	0.95
	相可二区	483	516	511	553	1.00	0.99	1.07
	荒蒔	119	115	122	131	1.00	1.06	1.14
	兄国	225	204	198	189	1.00	0.97	0.93
	上朝長	76	67	63	59	1.00	0.94	0.88
	中朝長	59	51	49	52	1.00	0.96	1.02
	下朝長	57	49	43	42	1.00	0.88	0.86
	南弟国	120	105	97	89	1.00	0.92	0.85
	北弟国	111	96	87	79	1.00	0.91	0.82
	河田	198	180	175	153	1.00	0.97	0.85
	多気	259	233	241	230	1.00	1.03	0.99
	東池上	207	215	207	203	1.00	0.96	0.94
	西池上	376	336	347	334	1.00	1.03	0.99
	相可台	1019	1302	1417	1545	1.00	1.09	1.19
	シャープ	330	196	168	119	1.00	0.86	0.61
相可地区計		4605	4678	4703	4737	1.00	1.01	1.01
佐奈	五佐奈	376	380	367	348	1.00	0.97	0.92
	西山	146	142	138	128	1.00	0.97	0.90
	四神田	203	183	169	165	1.00	0.92	0.90
	油夫	202	187	179	164	1.00	0.96	0.88
	五桂	428	412	406	378	1.00	0.99	0.92
	仁田	335	329	292	281	1.00	0.89	0.85
	平谷	473	428	395	366	1.00	0.92	0.86
	前村	337	302	289	277	1.00	0.96	0.92
	神坂	220	196	177	162	1.00	0.90	0.83
長谷	47	45	46	40	1.00	1.02	0.89	
佐奈地区計		2767	2604	2458	2309	1.00	0.94	0.89
外城田	相鹿瀬	155	150	147	139	1.00	0.98	0.93
	成川	114	102	96	92	1.00	0.94	0.90
	野中	333	319	309	292	1.00	0.97	0.92
	田中	125	114	113	110	1.00	0.99	0.96
	森荘	162	151	156	150	1.00	1.03	0.99
	矢田	98	82	83	79	1.00	1.01	0.96
	笠木	234	241	223	222	1.00	0.93	0.92
土羽	453	437	404	399	1.00	0.92	0.91	
外城田地区計		1674	1596	1531	1483	1.00	0.96	0.93
勢和	波多瀬	598	577	562	525	1.00	0.97	0.91
	片野	922	910	882	865	1.00	0.97	0.95
	朝柄	609	587	591	558	1.00	1.01	0.95
	古江	306	304	302	279	1.00	0.99	0.92
	色太	411	432	407	396	1.00	0.94	0.92
	土屋	133	122	116	118	1.00	0.95	0.97
	車川	148	146	140	133	1.00	0.96	0.91
	上出江	327	312	293	282	1.00	0.94	0.90
	下出江	559	551	541	521	1.00	0.98	0.95
丹生	1062	1020	986	933	1.00	0.97	0.91	
勢和地区計		5075	4961	4820	4610	1.00	0.97	0.93
総数		15664	15337	14963	14491	1.00	0.98	0.94

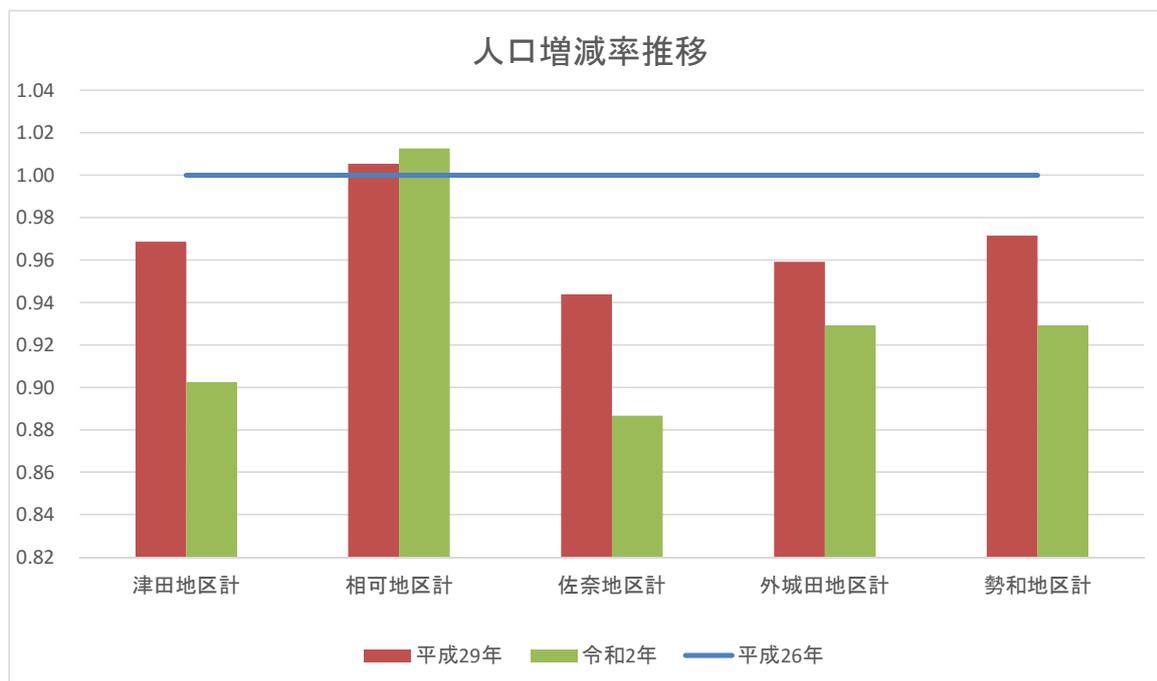
\* 平成22年8月より人口に外国人を含むとなったため、上記表の平成21年は外国人を含んでいません、平成26年、平成29年、令和2年については、外国人を含んだ人口となっています。 出典：各年町民環境課より

地域別人口の増減について、2の多気町空家所有者等意向調査及び多気町空家現地調査の年度で地域別人口を調査しました。平成26年を基本とし、増減率を平成29年、令和2年を比較しました。

結果、表の網掛け部分が平成26年を上回っています。

下のグラフでは、地域別の平均人口で基本である平成26年に対してどうかを示しています。

津田地区、佐奈地区、外城田地区、勢和地区が平成26年より下回っていますが、相可地区だけは上回っています。元々ある相可台団地や新しく小規模団地が出来たことによる人口増ではないかと思えます。



### (3) 地域別世帯及び増減率の推移

地域別世帯及び増減率の推移

地域名	行政区	世帯(4月1日現在)				世帯増減率(平成26年を1.0とする)		
		平成21年	平成26年	平成29年	令和2年	平成26年	平成29年	令和2年
		(2009年)	(2014年)	(2017年)	(2020年)	(2014年)	(2017年)	(2020年)
津田	津留	46	45	50	45	1.00	1.11	1.00
	牧	54	54	58	62	1.00	1.07	1.15
	鍬形	34	34	34	33	1.00	1.00	0.97
	井内林	66	81	86	84	1.00	1.06	1.04
	佐伯中	45	46	45	45	1.00	0.98	0.98
	三疋田	167	168	162	160	1.00	0.96	0.95
	四疋田	134	120	123	117	1.00	1.03	0.98
津田地区計		546	548	558	546	1.00	1.02	1.00
相可	相可一区	410	434	439	451	1.00	1.01	1.04
	相可二区	187	215	233	250	1.00	1.08	1.16
	荒蒔	30	34	38	40	1.00	1.12	1.18
	兄国	60	65	67	69	1.00	1.03	1.06
	上朝長	24	25	25	24	1.00	1.00	0.96
	中朝長	20	19	21	23	1.00	1.11	1.21
	下朝長	14	14	14	15	1.00	1.00	1.07
	南弟国	39	41	41	36	1.00	1.00	0.88
	北弟国	59	55	47	43	1.00	0.85	0.78
	河田	55	58	59	57	1.00	1.02	0.98
	多気	95	94	93	96	1.00	0.99	1.02
	東池上	72	81	82	87	1.00	1.01	1.07
	西池上	113	113	118	124	1.00	1.04	1.10
	相可台	312	401	435	485	1.00	1.08	1.21
シャープ	330	196	167	119	1.00	0.85	0.61	
相可地区計		1820	1845	1879	1919	1.00	1.02	1.04
佐奈	五佐奈	120	128	139	147	1.00	1.09	1.15
	西山	49	48	48	48	1.00	1.00	1.00
	四神田	51	51	56	60	1.00	1.10	1.18
	油夫	64	68	66	66	1.00	0.97	0.97
	五桂	131	142	153	149	1.00	1.08	1.05
	仁田	102	121	118	120	1.00	0.98	0.99
	平谷	154	153	150	149	1.00	0.98	0.97
	前村	129	126	129	125	1.00	1.02	0.99
	神坂	63	69	70	68	1.00	1.01	0.99
長谷	14	14	14	14	1.00	1.00	1.00	
佐奈地区計		877	920	943	946	1.00	1.03	1.03
外城田	相鹿瀬	40	42	46	47	1.00	1.10	1.12
	成川	29	32	31	29	1.00	0.97	0.91
	野中	92	96	102	105	1.00	1.06	1.09
	田中	39	37	38	39	1.00	1.03	1.05
	森荘	48	46	49	52	1.00	1.07	1.13
	矢田	27	26	30	29	1.00	1.15	1.12
	笠木	75	77	78	84	1.00	1.01	1.09
土羽	131	143	145	156	1.00	1.01	1.09	
外城田地区計		481	499	519	541	1.00	1.04	1.08
勢和	波多瀬	200	216	216	216	1.00	1.00	1.00
	片野	266	277	284	305	1.00	1.03	1.10
	朝柄	213	230	243	239	1.00	1.06	1.04
	古江	93	104	104	104	1.00	1.00	1.00
	色太	137	146	147	150	1.00	1.01	1.03
	土屋	45	47	46	47	1.00	0.98	1.00
	車川	56	60	60	59	1.00	1.00	0.98
	上出江	101	105	104	108	1.00	0.99	1.03
	下出江	179	191	195	199	1.00	1.02	1.04
丹生	351	352	359	357	1.00	1.02	1.01	
勢和地区計		1641	1728	1758	1784	1.00	1.02	1.03
総数		5365	5540	5657	5736	1.00	1.02	1.04

\* 平成22年8月より人口に外国人を含むとなったため、上記表の平成21年は外国人を含んでいません、

平成26年、平成29年、令和2年については、外国人を含んだ人口となっています。

出典：各年町民環境課より

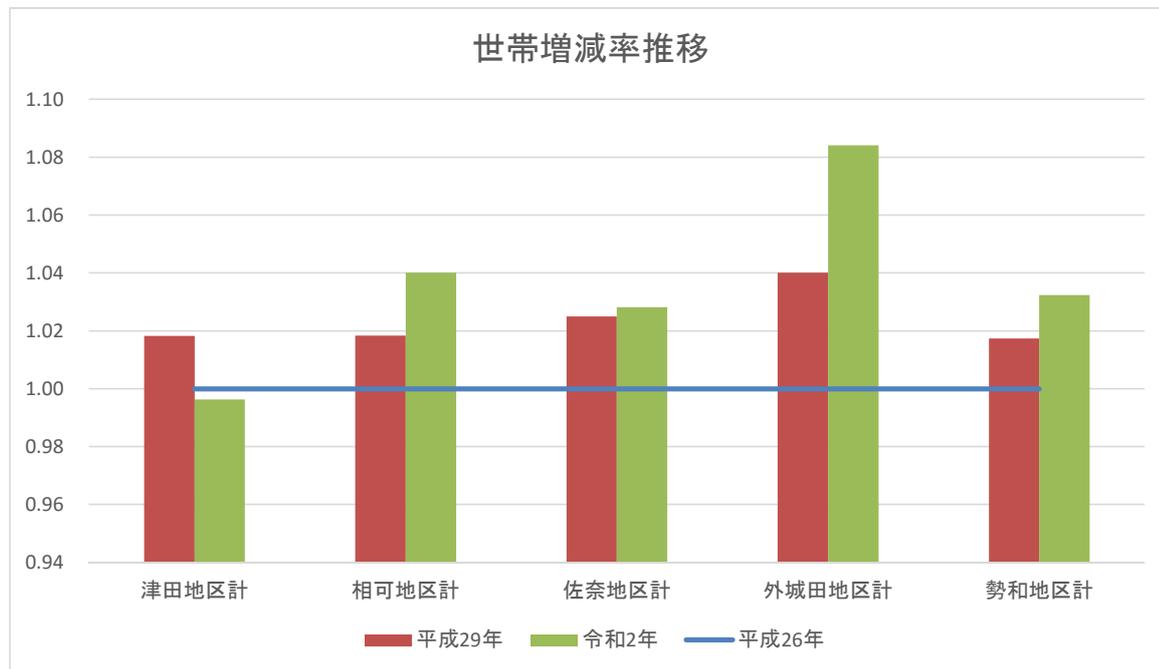
地域別世帯の増減について、2の多気町空家所有者等意向調査及び多気町空家現地調査の年度で地域別人口を調査しました。平成26年を基本とし、増減率を平成29年、令和2年を比較しました。

結果、表の網掛け部分が平成26年を上回っています。

下のグラフでは、地域別の平均世帯で基本である平成26年に対してどうかを示しています。

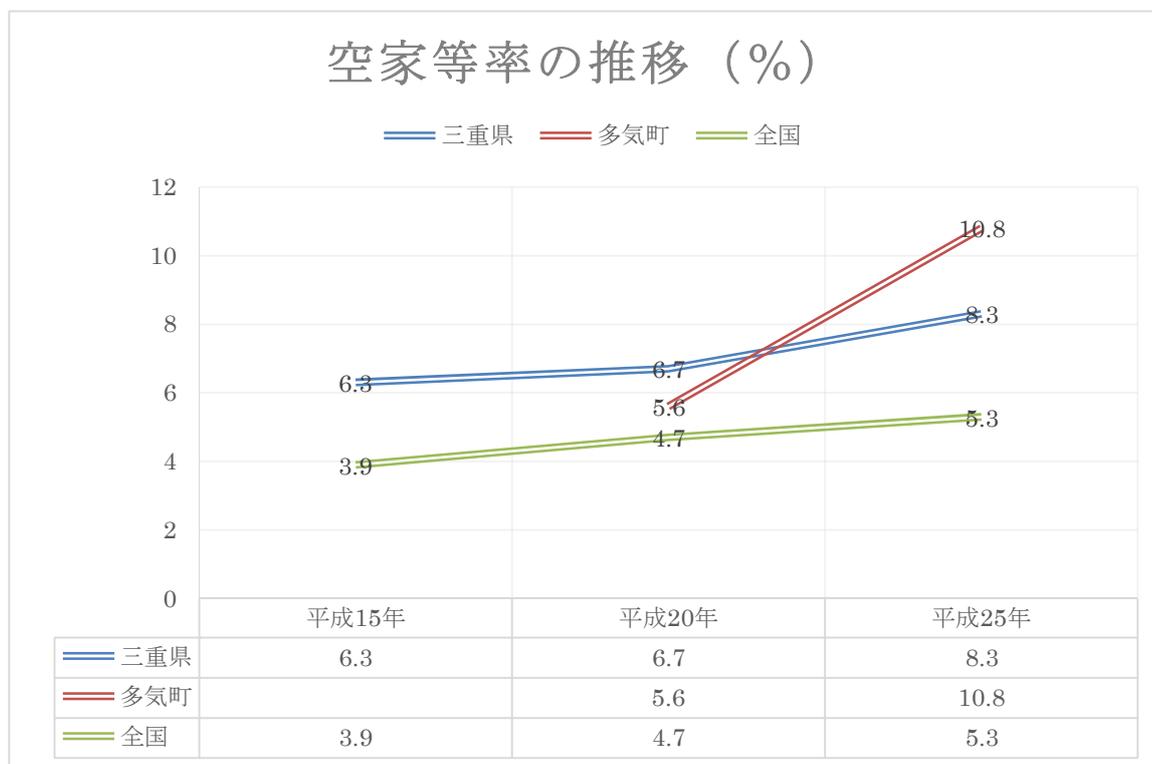
人口別の状況とは違い、ほぼ全域平成26年より上回っています。

家族の形態が年々変化し、大家族から一人親や夫婦のみなどの核家族に移行したためであると考えられます。



#### (4)住宅土地統計調査による空家等率の推移

三重県全体では全国を上回る率となっていますが、多気町の空家等率としまして平成20年では三重県平均を下回っていますが、平成25年を見ると急激に上昇し、上回っています。



参照：各年住宅土地統計調査

※平成15年以前の多気町の値は公表されていません。

#### 住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は、抽出調査を統計的に処理して算出しており、実際の値とは異なります。この調査における空家については以下のように分類されています。居住世帯なしで空き家の中に下記の4種類があります。

- ・二次的住宅：週末や休暇の際に保養等を目的として使われる別荘など普段は住んでいない住宅
- ・賃貸用の住宅：賃貸のために空家となっている住宅
- ・売却用の住宅：売却することを目的とした住宅
- ・その他の住宅：上記のいずれにも該当しない住宅

今回の住宅土地統計調査による空家等率の推移は「その他の住宅」について整理をしております。

## 2. 多気町空家所有者意向調査及び空家現地調査

### (1)平成21年度多気町空家所有者等意向調査結果

(試験的に勢和地域のみ対象に実施)

■調査期間：平成21年7月1日～平成21年11月30日

■主なアンケート調査の内容：(企画調整課が空き家を活用できることを前提に調査を行った)

- ・所有者について
- ・ご家族の将来のお住まいについて
- ・対象家屋の今後について
- ・対象家屋の確認頻度について
- ・対象家屋の日常管理(清掃・草刈り等)について

■調査対象：地区内にある無住空家及び長期不在空家を区長にお願いし提出があった総数116戸のうち課税状態及び家屋の状態の問題のない空家計60戸(なんの問題も無くすぐ住める状態の空家)

■調査方法：上記の空家等所有者に対し、アンケート郵送による意向調査

■意向調査の結果：アンケート回収数である60戸のうち、43戸で集計・分析を実施しました。

意向調査(アンケート調査)の数量(勢和地域)

項目	数量	備考
発送件数	60戸	(a)同一所有者は1件で発送
アンケート回収数	43戸	(b)平成21年10月26日現在
回収率	71.6%	(c)=(b)/(a)

### 【意向調査結果の回答】

#### Q1.対象家屋の今後についてお聞きします

		回答数	割合(%)
1	将来自分が(又は家族・親族が)済む予定	9戸	20.9%
2	将来住む予定はないが、他人に譲る(又は貸す)つもりはない	13戸	30.2%
3	場合によっては、他人に譲る(又は貸す)こともよい	14戸	32.6%
4	すでに売却した、又は売却や賃貸の話しを進める	2戸	4.7%
5	その他、活用を検討中である	1戸	2.3%
6	未定	4戸	9.3%

\*3 貸すのは良いが売却するつもりはない・・・2戸

\*5 子供もしくは身内の者を住ませたいと考えているが具体的には何も決まっていない

・・・1戸

\*6 他人に住んでもらうより町に何かに活用してほしい・・・1戸

息子達は持ち家を構えてしまっており自分は高齢のためどうしようもないと困っている

・・・1戸

老朽化のため時期は未定であるが解体する予定・・・1戸

荒廃しているので住める状態ではない・・・1戸

## Q2. 対象家屋にどのくらいの頻度でお見えになられていますか？

		回答数	割合 (%)
1	週に1回以上	9戸	20.9%
2	月に1回以上	20戸	46.5%
3	年に1回以上	14戸	32.6%
4	全然行っていない	0戸	0.0%

\*草の時期に数回・・・1戸、月に7回程度・・・1戸、月に2回程度・・・1戸、2カ月に1回・・・1戸、3カ月に1回・・・2戸、3カ月に2回・・・1戸

## Q3. 対象家屋の日常管理（清掃・草刈り等）はどうかされていますか？

		回答数	割合 (%)
1	自分（又は家族）が行ってやっている	30戸	69.8%
2	近所・親戚に任せている	11戸	25.6%
3	何もしていない	2戸	4.6%

\*シルバー人材センターへ依頼・・・1戸

## Q4. その他、この件に関し町に対してご意見やご要望等あれば、お書き下さい

- ・明治初頭に移築したもので、柱は江戸時代末期のものと思われる、有効な活用ができないものかと思い御教示願いたい
- ・貸すのも良いが、他人に住んでもらうより町に何らかの形で活用してほしい
- ・自分は大阪に住んでいて植木、草の管理等困っているが父母の過ごした場所を大切にしなければという思いもある、たまに泊まるくらいなら問題ないと思うが、居住となると床等の改修も必要だと思う、それなら壊してしまおうかとも思うが高額の費用がかかるのも悩みの種である、主人があと3年で定年を迎えるので、それ以降あの場所をきれいにすることを目標にして徐々に整理していこうかと話し合っている、しかしもっと歳をとり本当に管理が出来なくなった時は相談させていただきたい。荒れていることがずっと気がかりでなっとかしなければと思い続けてきた
- ・賃貸、売却を検討中、しかし古く現状のままでは使用に耐えないと考え解体も視野に入れている、町に対しての要望は今のところ特にない
- ・現在は祖母が楽しみで野菜を栽培しているので当面は貸したり譲ったりするつもりはないが出向くことができなくなった場合は相談させていただきたい
- ・居住はしていないが倉庫として使用している
- ・現在は主に週末、野菜作りに通っている、退職後は現在住んでいる所と半々で生活を予定している
- ・隣の方から譲ってほしいと要望もあるが建物が雨漏り等で傷んでおり修理する必要があるのと、内部の荷物等の整理ができていないため譲渡に悩んでいる。家屋の状態、修理、内部の整理等で業者を紹介させていただきたい
- ・特段の要望はないが、日常管理に関しボランティア等の協力を得られるのであれば内情を聞き

たい

- ・家屋の相続を検討中、完了後、家屋を取り壊す予定、その後は町や自治会へ寄付が出来るならば、その手続きをしたい
- ・山林、田畑の処分方法があれば教えてほしい、何の収益も出ないが山林田畑を管理するための農機具等を収納する場所として家が必要である
- ・何かの時のためにと電気、ガス、水道はそのまま使える状態にしているが、特に水道に関して使用料が0にも関わらず基本料金が高いので今後どうしようか悩んでいる
- ・先祖伝来の土地家屋であり、私の人生の根幹をなす物件であるが周辺の田畑も含め年々管理に苦慮している、有効に活用して頂くことがあればぜひ協力したい
- ・獣害がひどくなってきており、近所の方々の大変さを痛感している、将来戻って農業をしようかとも考えるが、このような状態では無理な気がする
- ・町内の集会場とかグランドゴルフ等に使用いただいてもよい
- ・空き家の活用は所有者の同意があれば有効な施策だと思う
- ・借り手を探している、大切な土地家屋であるので、くちるのみでは悲しい、また空家のままでは近所にも迷惑をかけると気にしている、なんとかしたいので、どうかよろしく願いしたい
- ・最寄駅からの公的交通アクセスの今後の見通しはどうか、現状のままでは過疎化の要因だと考える
- ・仮に貸す場合、下水道の工事はしておらず、その場合は当方の負担となるのか
- ・買い手が見つければ一番良いが、最終的には解体もやむを得ないと考える、しかしそのためには多額の費用がかかるため、容易ではない、もし購入希望者があればいつでも連絡をいただきたい
- ・近隣の2軒から手放すなら購入したいとの申し出をいただいているが、築140年ほどの家屋のため、貸すにも修繕が必要であり、それをしてまで貸すのもどうかと考えている、当家は屋号を柏屋でかしわ餅を製造販売していた、少しではあるが製菓用具が2階に保存されており、当時の面影を残すような活用はできないか、また田舎暮らし希望者に空き家活用制度等で供給に値するものであれば幸いである、ただ家屋内には先代からの家具、仏壇等が未整備であり、その整理処分に時間がかかる、家屋の他に山林、田畑、墓地もそのままである、解体してサラ地にして手放すことも検討しているが思い切れない、全国で古い家屋を対象に空き家活用制度が実施されているようだが、当家がその対象と成り得るのであれば幸いである

## (2) 平成26年度多気町空家所有者等意向調査結果

(勢和地域対象に実施)

■調査期間：平成26年3月25日～平成26年10月22日 (勢和地区対象に実施)

■主なアンケート調査の内容：企画調整課が平成21年度から5年が経過し、その後の空家について各区長に聞き取りのうえ意向調査を行った

- ・ ご所有の家屋の今後について
- ・ どのような活用をお考えか
- ・ どのくらいの頻度で家屋にお越しですか
- ・ 家屋等についてお困りのことは何ですか
- ・ 家屋の日常管理（清掃・草刈等）はどうされていますか

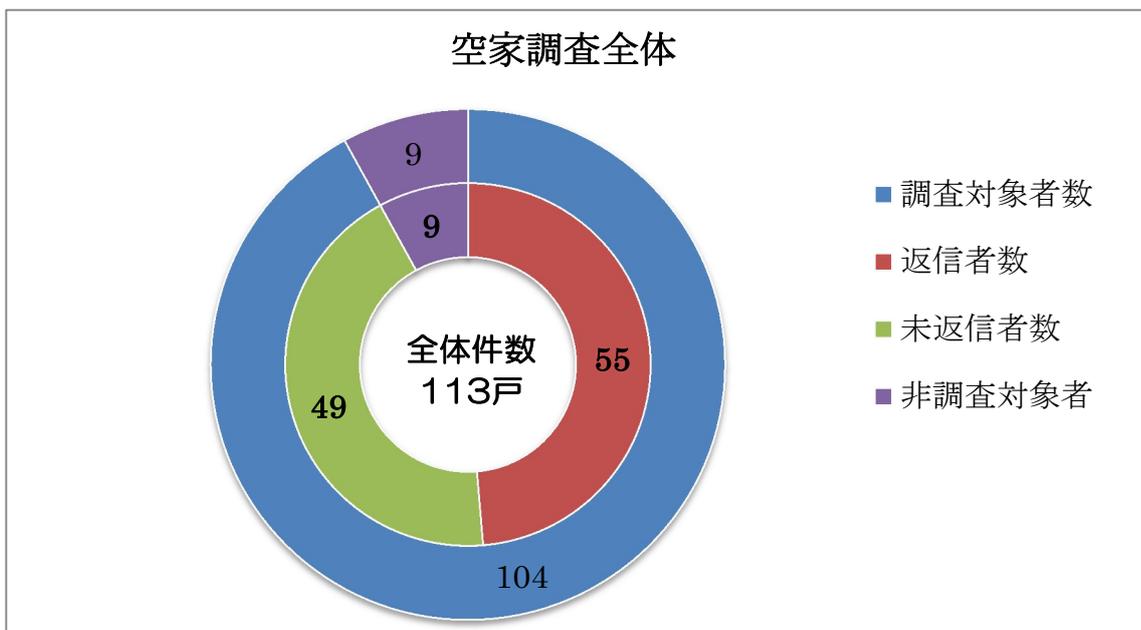
■調査対象：前回の平成21年度調査同様に無住空家及び長期不在空家を区長に聞き取りした空家総数113戸のうち連絡がわかる戸数104戸

■調査方法：上記の空家等所有者に対し、アンケート郵送による意向調査

■意向調査の結果：アンケート回収数である104戸のうち、55戸で集計・分析を実施しました。

意向調査（アンケート調査）の数量（勢和地域）

項目	数量	備考
発送件数	104戸	(a) 同一所有者は1件で発送
アンケート回収数	55戸	(b) 平成26年10月22日現在
回収率	52.88%	(c) = (b) / (a)

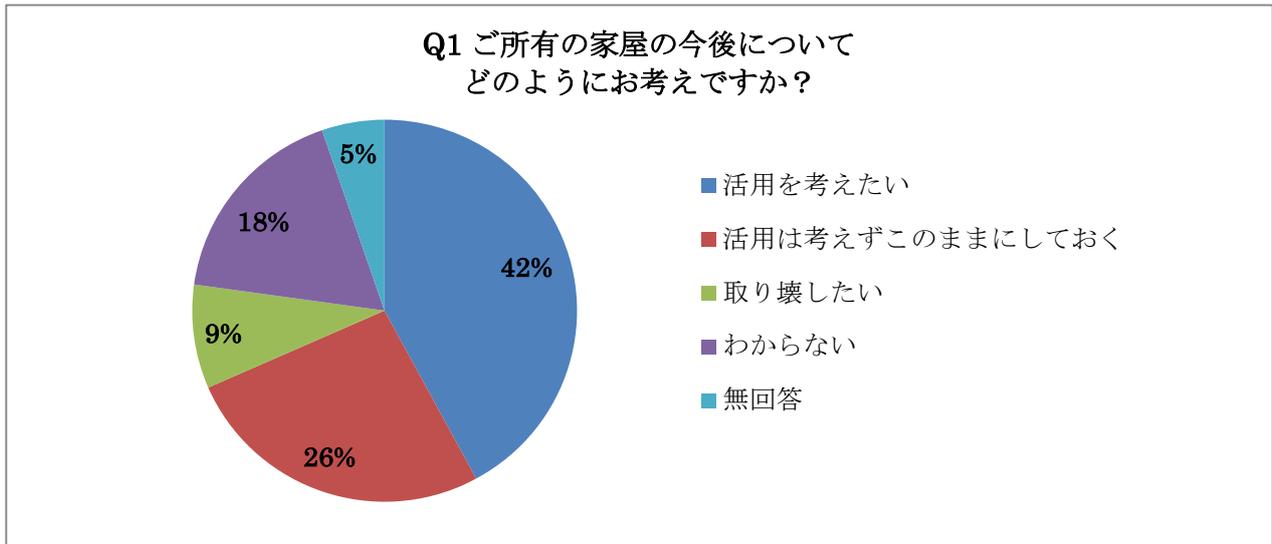


【意向調査結果の回答】

Q1. ご所有の家屋の今後についてどのようにお考えですか（複数回答有り）

1	活用を考えたい	24	戸
2	活用は考えずこのままにしておく	15	戸
3	取り壊したい	5	戸
4	わからない	10	戸
*5	無回答	3	戸

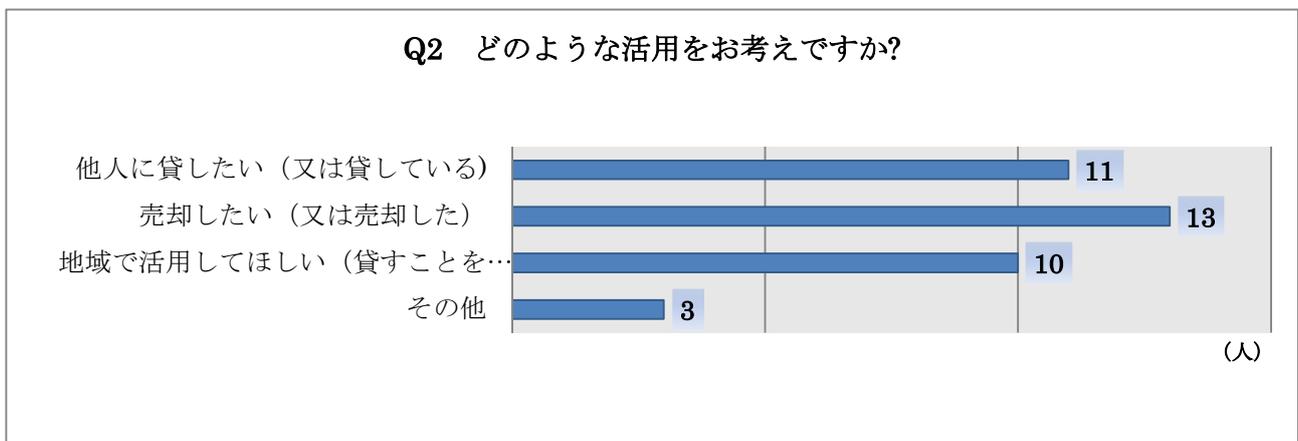
⇒Q2 へお進みください  
 ⇒Q3 へお進みください  
 ⇒Q5 へお進みください  
 ⇒Q4 へお進みください



⇒Q1で「1 活用を考えたい」と回答された方にお聞きします

Q2. どのような活用をお考えですか（複数回答有り）

1	他人に貸したい（又は貸している）	11	戸
2	売却したい（又は売却した）	13	戸
3	地域で活用してほしい（貸すことを含め）	10	戸
4	その他	3	戸

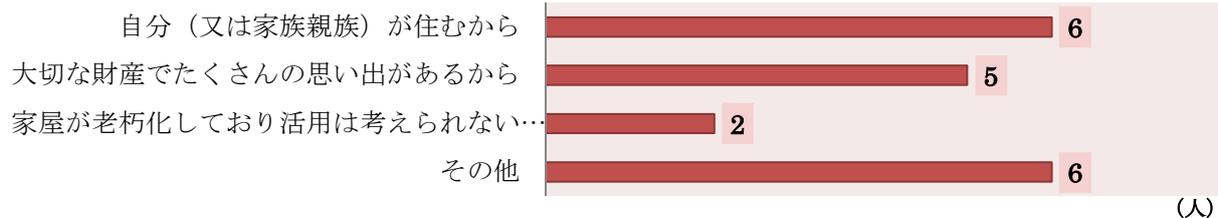


⇒Q1で「2 活用は考えずこのままにしておく」と回答された方にお聞きします

Q3. そのように思われるのはなぜですか（複数回答有り）

1	自分(又は家族親族)が住むから	6	戸
2	大切な財産でたくさんの思い出があるから	5	戸
3	家屋が老朽化しており活用は考えられないから	2	戸
4	その他	6	戸

Q3 活用せずこのままおいておくのはなぜですか？

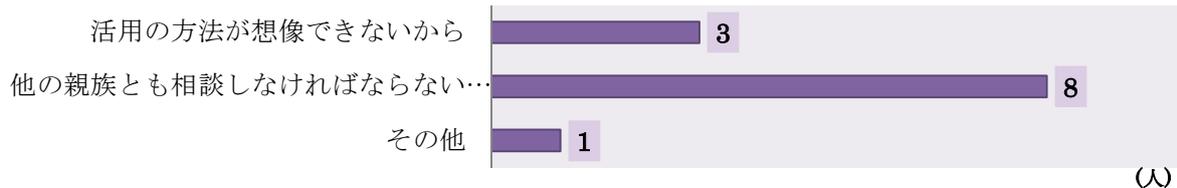


⇒Q1で「4 わからない」と回答された方にお聞きします

Q4. そのように思われるのはなぜですか（複数回答有り）

1	活用の方法が想像できないから	3	戸
2	他の親族とも相談しなければならないから	8	戸
3	その他	1	戸

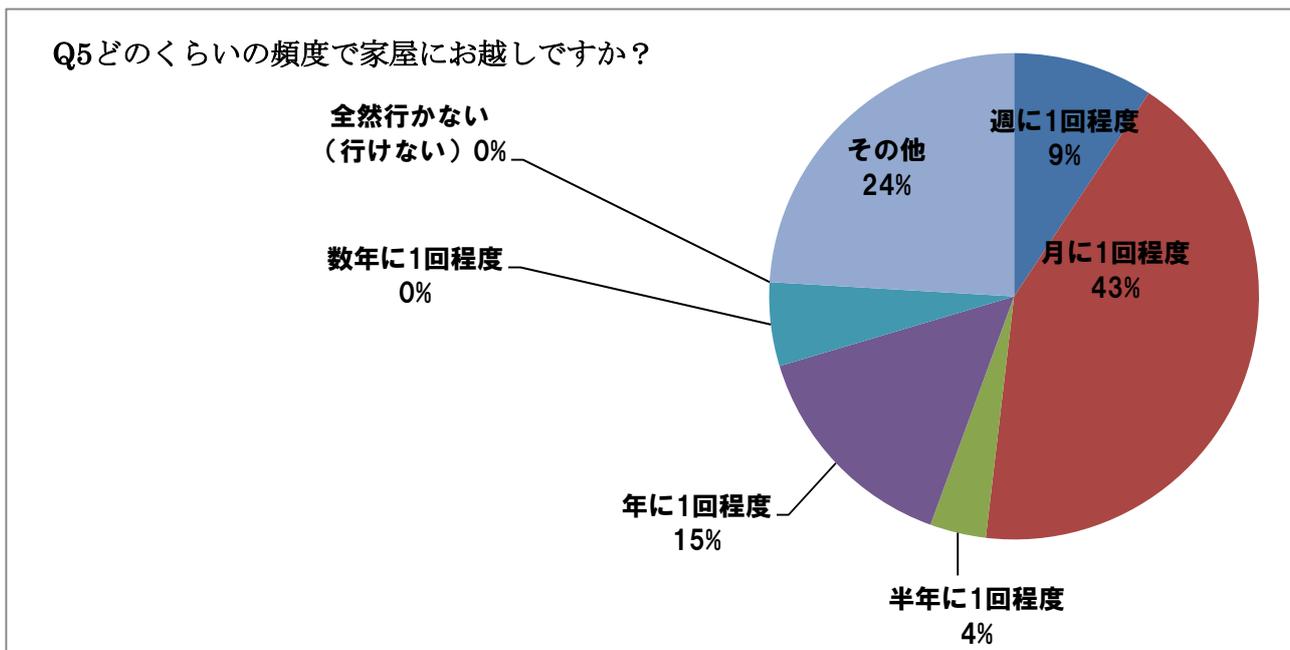
Q4 わからないと思われるのはなぜですか？



⇒以降は全ての方がお答えください

Q5. どのくらいの頻度で家屋にお越しですか

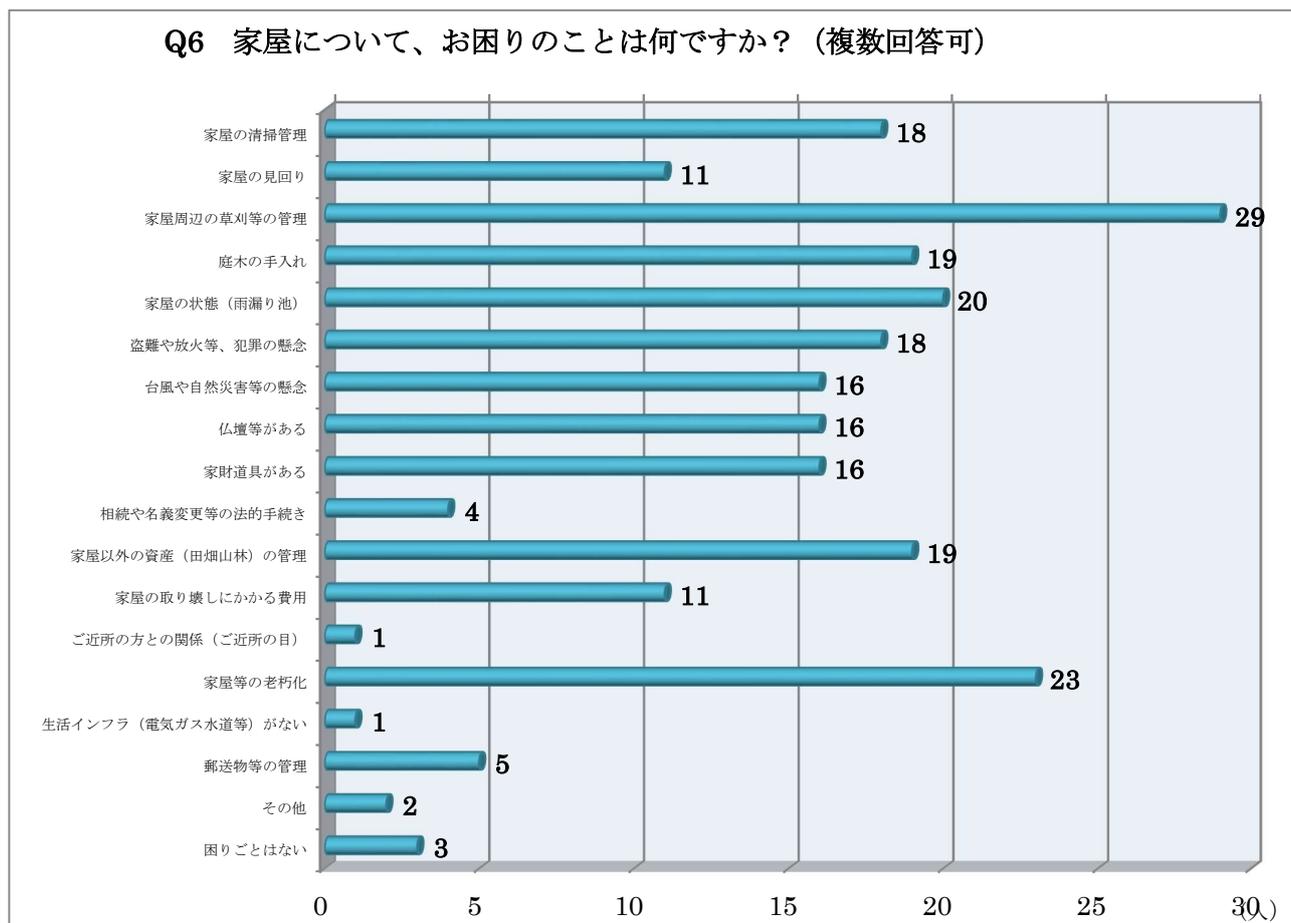
1	週に1回程度	5	戸
2	月に1回程度	23	戸
3	半年に1回程度	2	戸
4	年に1回程度	8	戸
5	数年に1回程度	3	戸
6	全然行かない(行けない)	0	戸
7	その他	13	戸



Q6. 家屋等についてお困りのことは何ですか（複数回答可）

1	家屋の清掃管理	18	戸
2	家屋の見回り	11	戸
3	家屋周辺の草刈等の管理	29	戸
4	庭木の手入れ	19	戸
5	家屋の状態(雨漏り他)	20	戸
6	盗難や放火等、犯罪の懸念	18	戸
7	台風や自然災害等の懸念	16	戸
8	仏壇等がある	16	戸
9	家財道具がある	16	戸
10	相続や名義変更等の法的手続き	4	戸
11	家屋以外の資産(田畑山林)の管理	19	戸
12	家屋の取り壊しにかかる費用	11	戸
13	ご近所の方との関係(ご近所の目)	1	戸
14	家屋等の老朽化	23	戸
15	生活インフラ(電気ガス水道等)がない	1	戸
16	郵送物等の管理	5	戸
17	その他	2	戸
18	困りごとはない	3	戸

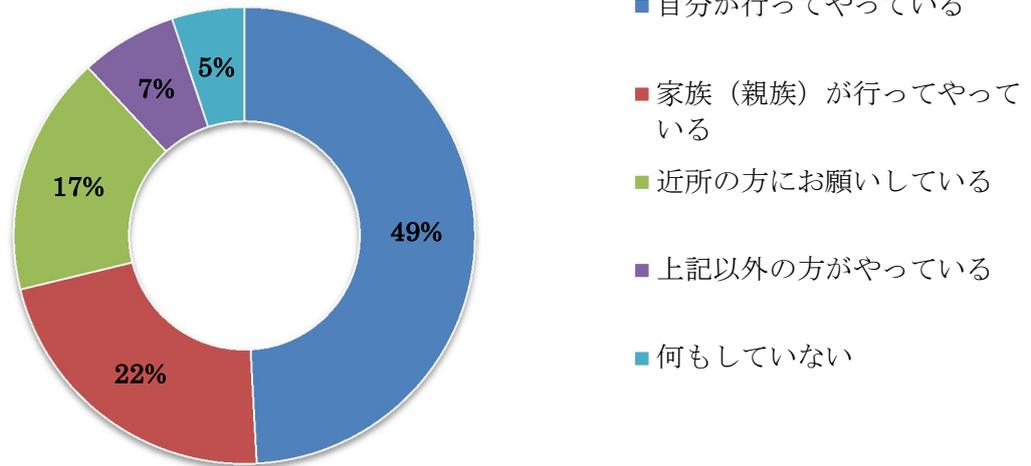
Q6 家屋について、お困りのことは何ですか？（複数回答可）



Q7. 家屋の日常管理（清掃・草刈等）はどうされていますか（複数回答有り）

1	自分が行ってやっている	29	戸
2	家族（親族）が行ってやっている	13	戸
3	近所の方をお願いしている	10	戸
4	上記以外の方がやっている	4	戸
5	何もしていない	3	戸

Q7 家屋の日常管理（清壮・草刈等）はどうされていますか？



(多気地域対象に実施)

■調査期間：平成26年10月17日～平成27年6月17日 (多気地区対象に実施)

■主なアンケート調査の内容：平成21年度から試験的に勢和地域対象に調査を実施し多気地域も対象に入れ、空家について各区長に聞き取りのうえ意向調査を行った

- ・ご所有の家屋の今後について
- ・どのような活用をお考えか
- ・どのくらいの頻度で家屋にお越しですか
- ・家屋等についてお困りのことは何ですか
- ・家屋の日常管理（清掃・草刈等）はどうされていますか

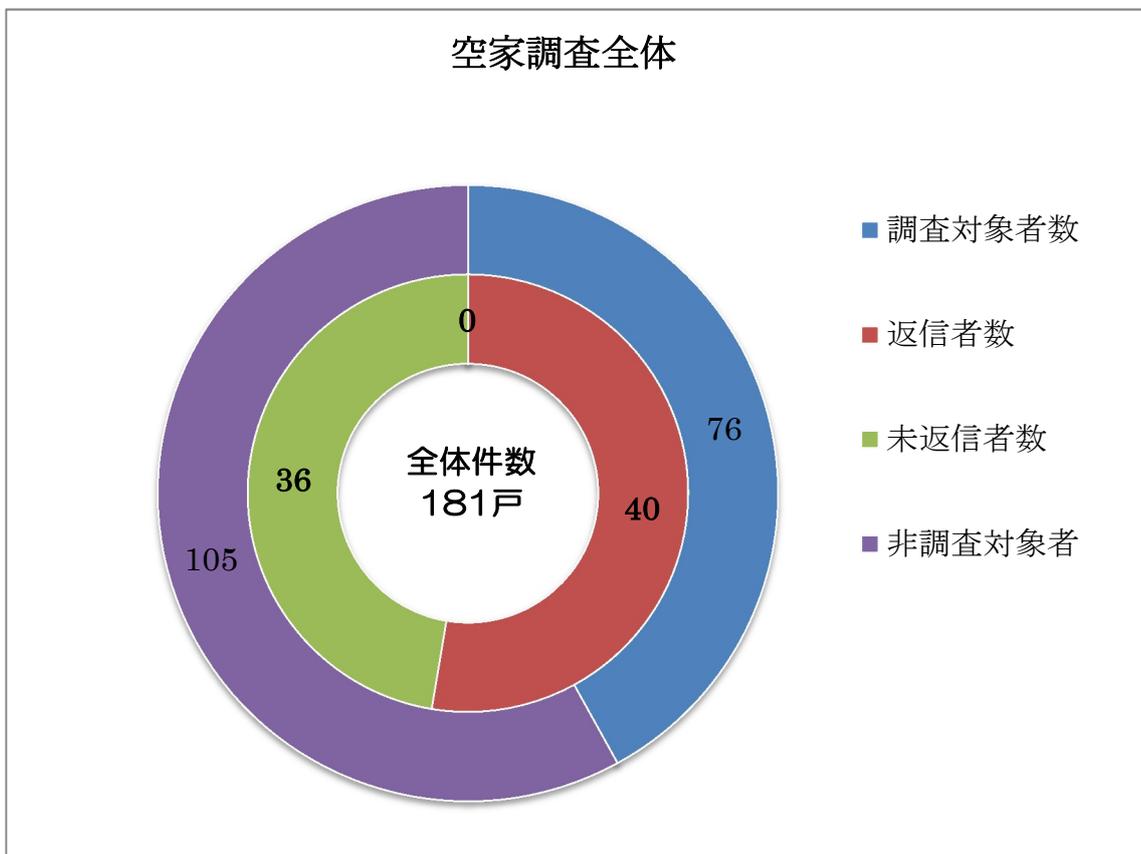
■調査対象：無住空家及び長期不在空家を区長に聞き取りした空家総数181戸のうち連絡がわかる件数76戸

■調査方法：上記の空家等所有者に対し、アンケート郵送による意向調査

■意向調査の結果：アンケート回収数である76戸のうち、40戸で集計・分析を実施しました。

意向調査（アンケート調査）の数量（多気地域）

項目	数量	備考
発送件数	76戸	(a)同一所有者は1件で発送
アンケート回収数	40戸	(b)平成27年6月17日現在
回収率	52.63%	(c)=(b)/(a)



**Q1. ご所有の家屋の今後についてどのようにお考えですか**

1	活用を考えたい	15 戸
2	活用は考えずこのままにしておく	17 戸
3	取り壊したい	1 戸
4	わからない	6 戸
*5	無回答	1 戸

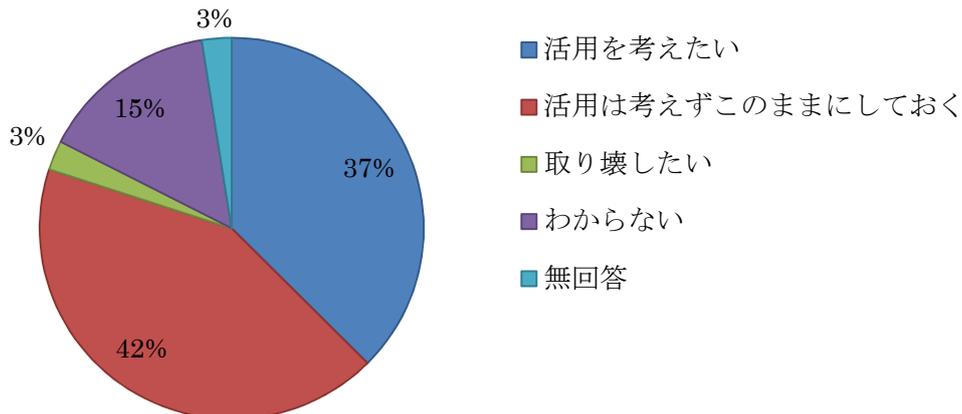
⇒Q2 へお進みください

⇒Q3 へお進みください

⇒Q5 へお進みください

⇒Q4 へお進みください

**Q1 ご所有の家屋の今後について  
どのようにお考えですか？**

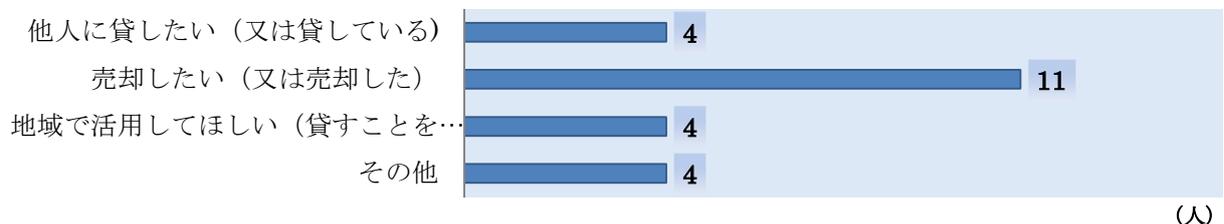


⇒Q1で「1 活用を考えたい」と回答された方にお聞きします

**Q2. どのような活用をお考えですか（複数回答有り）**

1	他人に貸したい（又は貸している）	4 戸
2	売却したい（又は売却した）	11 戸
3	地域で活用してほしい（貸すことを含め）	4 戸
4	その他	4 戸

**Q2 どのような活用をお考えですか？**

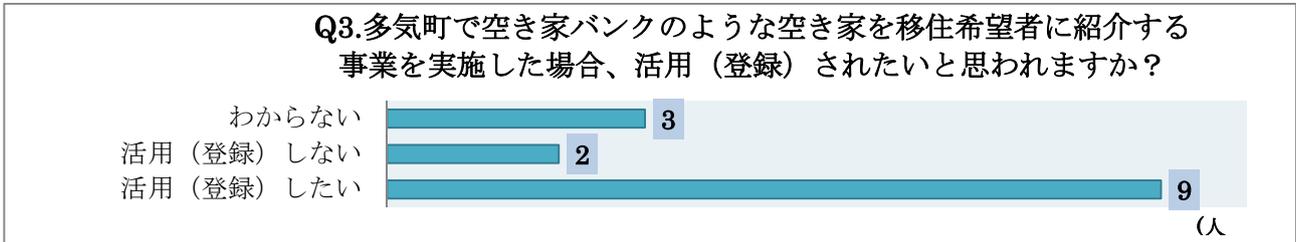


(人)

⇒Q1で「1 活用を考えたい」と回答された方にお聞きします

Q3. 多気町で空き家バンクのような空き家を移住希望者に紹介する事業を実施した場合、活用（登録）されたいと思われませんか

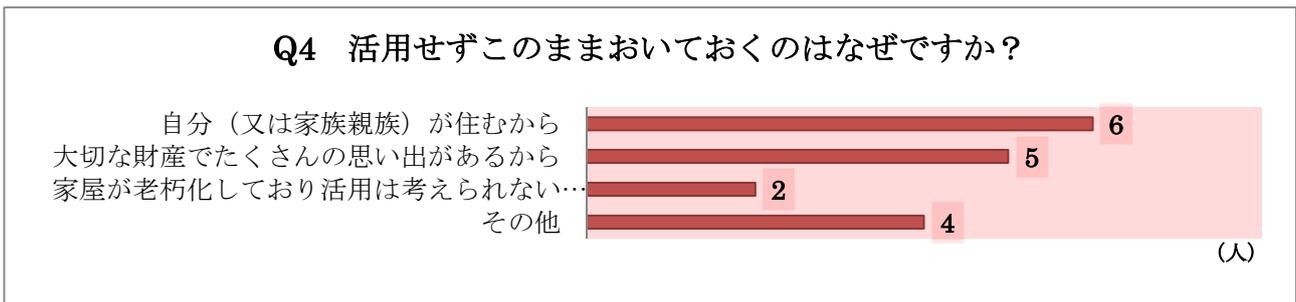
1	活用(登録)したい	9 戸
2	活用(登録)しない	2 戸
3	わからない	3 戸



⇒Q1で「2 活用は考えずこのままにしておく」と回答された方にお聞きします

Q4. そのように思われるのはなぜですか（複数回答有り）

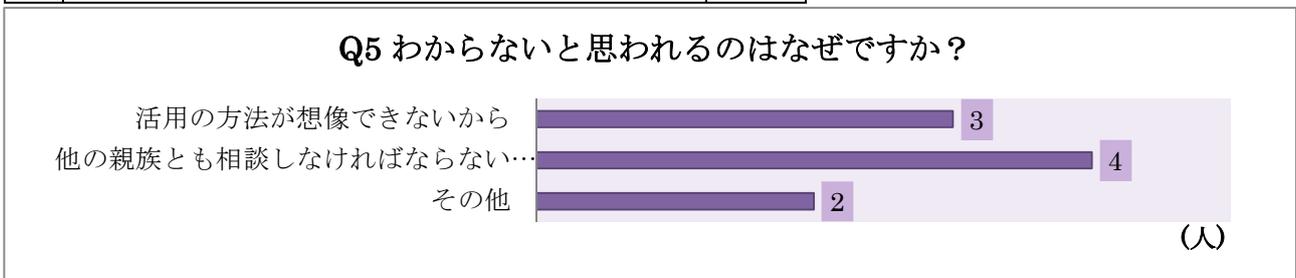
1	自分(又は家族親族)が住むから	6 戸
2	大切な財産でたくさんの思い出があるから	5 戸
3	家屋が老朽化しており活用は考えられないから	2 戸
4	その他	4 戸



⇒Q1で「4 わからない」と回答された方にお聞きします

Q5. そのように思われるのはなぜですか（複数回答有り）

1	活用の方法が想像できないから	3 戸
2	他の親族とも相談しなければならないから	4 戸
3	その他	2 戸

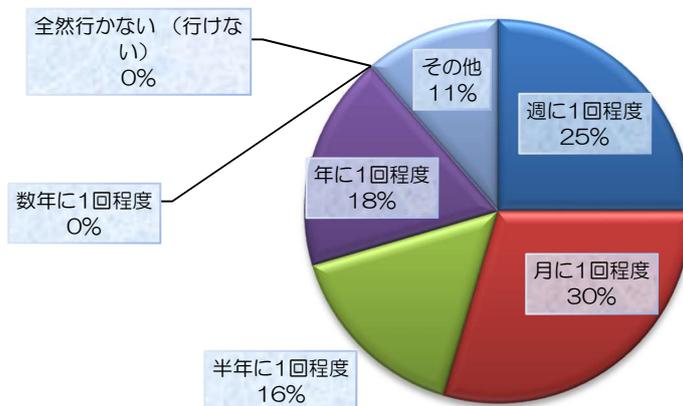


⇒以降は全ての方がお答えください

Q6. どのくらいの頻度で家屋にお越しですか

1	週に1回程度	11 戸
2	月に1回程度	13 戸
3	半年に1回程度	7 戸
4	年に1回程度	8 戸
5	数年に1回程度	0 戸
6	全然行かない（行けない）	0 戸
7	その他	5 戸

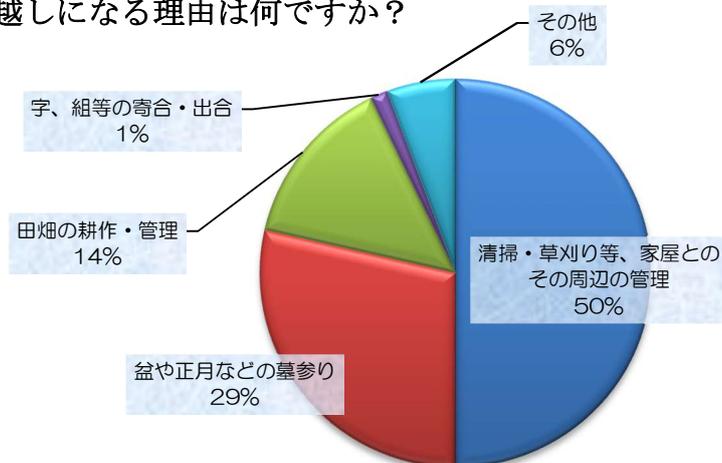
Q6どのくらいの頻度で家屋にお越しですか？



Q7. こちら（家屋）にお越しになる理由は何ですか（複数回答可）

1	清掃・草刈り等、家屋とのその周辺の管理	35 戸
2	盆や正月などの墓参り	20 戸
3	田畑の耕作・管理	10 戸
4	字、組等の寄合・出合	1 戸
5	その他	4 戸

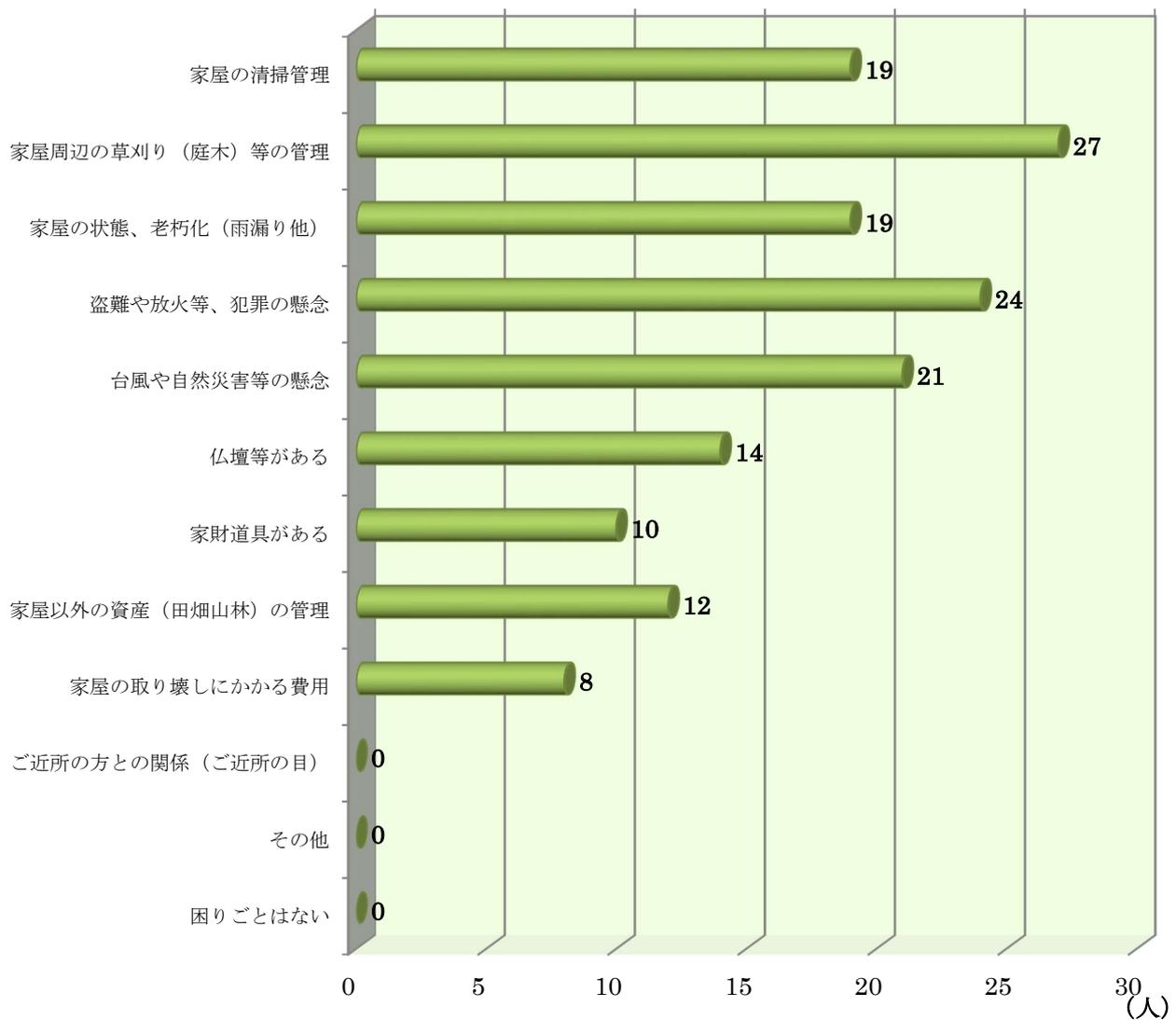
Q7こちら（家屋）にお越しになる理由は何ですか？



**Q8. 家屋等についてお困りのことは何ですか（複数回答可）**

1	家屋の清掃管理	19 戸
2	家屋周辺の草刈り(庭木)等の管理	27 戸
3	家屋の状態、老朽化(雨漏り他)	19 戸
4	盗難や放火等、犯罪の懸念	24 戸
5	台風や自然災害等の懸念	21 戸
6	仏壇等がある	14 戸
7	家財道具がある	10 戸
8	家屋以外の資産(田畑山林)の管理	12 戸
9	家屋の取り壊しにかかる費用	8 戸
10	ご近所の方との関係(ご近所の目)	0 戸
11	その他	0 戸
12	困りごとはない	0 戸

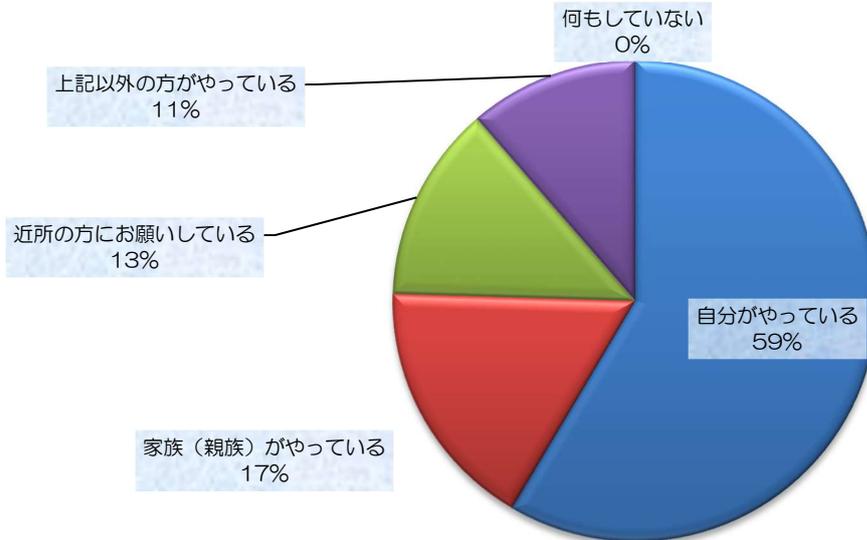
**Q8 家屋について、お困りのことは何ですか？（複数回答可）**



Q9. 家屋の日常管理（清掃・草刈等）はどうされていますか（複数回答有り）

1	自分がやっている	31 戸
2	家族（親族）がやっている	9 戸
3	近所の方をお願いしている	7 戸
4	上記以外の方がやっている	6 戸
5	何もしていない	0 戸

Q9 家屋の日常管理（清壮・草刈等）はどうされていますか？



## 意向調査結果を踏まえた空家等に対する課題

### ■今後の活用や管理について

- ・意向調査結果によると、勢和地域は「活用を考えたい」が一番多いです。ただ仏壇等があるのと家屋以外の田畑山林の管理についても困っているため、それらも含めて賃貸や売却も考えたいが借り手や買い手を見つける方法がわからないのでそのままとなっているのではと思います。また「のちに自分が住むため、そのままにしておく」が2番目に多く、定年退職後に戻る予定なのかと思われます。

多気地域は「そのままにしておく」が多く、退職後に帰省し老後の生活をされる方が多いのかと思われます。大切な財産でたくさんの思い出があるという方の意見が多く大事にされているのでしょう。また「活用を考えたい」が2番目に多く、ほとんどの方が売却したいと考えています。

勢和地域同様に困っていることが草刈りや庭木の管理、家屋の老朽化、盗難や放火等の懸念、家屋の清掃管理がウェイトを占めています。

- ・家屋の管理については、勢和地域も多気地域も自分で行っているのが多く、何もしていないという方が勢和地域で少数ですがみえました。

### ■空き家バンク等の活用について

- ・空き家のオーナーさんと勢和に移り住みたい人の橋渡しとして、勢和地域限定で「勢和の家つなぎ」という任意団体が、今は空いている家、どなたかの大切な場所を新しい住人につなぐという活動を通じて平成25年より動き出しました。活動内容は、地域の方と移住希望者の交流機会の創出や就農希望者や米作りに挑戦したい人達と共に田を耕すことや料理を通して子供に生きる力をつけることを目的にした料理教室、地域資源を活用した新しい仕事起こしのサポートなど移住希望者にどのように暮らしていきたいかをヒアリングして、空き家のオーナーさんと思いの合う方をつなぐ活動です。多気町はこの任意団体である「勢和の家つなぎ」の空き家対策推進団体の活動を受けて「空き家オーナー登録制度」を平成25年4月よりスタートさせました。その後、平成26年度の空き家所有者意向調査を行い、勢和地域、多気地域を含めた多気町全体で平成27年度から空き家バンク制度がスタートしました。今後も空き家バンクを中心に地域サービスの拠点や交流の場として活用できれば、良好なコミュニティの形成も期待できることから、まちづくりの視点から活用・流通を促進することにより、定住促進、地域活性化につなげていきたいと考えています。

多気地域でも今後、空き家バンク事業を実施した場合には、ほとんどの方が登録すると答えております。

今後、町としても空き家バンクの紹介については、さらなる啓発の向上に努める必要があります。

### ■相談体制の確立

- ・空家等の活用を検討しているが、相談先が分からない、などの意見もあることから、空家等対策に関する効果的な助成策を検討するとともに、相談窓口の明確化など、住民が安心して相談できる体制づくりも必要です。

### (3) 平成29年度の多気町空家現地調査

○調査期間：平成29年度

○調査を行った部署：建設課

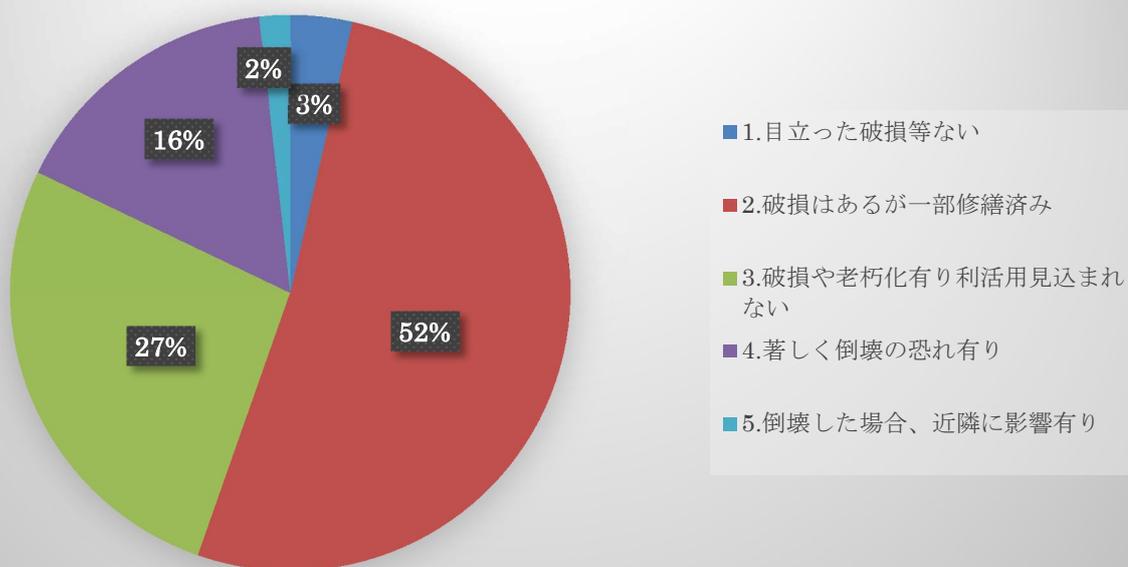
○調査方法：平成28年度に企画調整課から建設課へ空家事務が移行となり、企画調整課の資料を基に町独自で判断し倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空家を担当職員が位置図を基に現地確認を行った

○調査の件数：56戸を実施しました（多気町全域）

#### 【調査結果の総合評価】

		回答数	割合 (%)
1	建物に目立った破損等はなく、空き家の状態で、今後の利活用が見込まれる	2戸	3%
2	外壁や屋根、窓等に破損等があるが一部修繕により利活用が見込まれる	29戸	52%
3	外壁や屋根、窓等の破損や老朽化により今後、利活用される見込みがない	15戸	27%
4	建物の傾き、外壁、屋根、窓等の破損等が著しく倒壊の恐れがある	9戸	16%
5	上記「4」でかつ倒壊した場合、隣接建物又は前面道路への影響がある	1戸	2%

#### 総合評価



【4、5の詳しい理由等について】

(4の建物の方の意見等や状況)

- ・ 2週間に1度は現地確認している、お金がかかるので対応は難しい
- ・ 所有者は死亡していて妻、子は相続放棄の状態
- ・ 倒壊の恐れのある建物は平成30年度中に解体したい
- ・ 税務課で確認、納税通知書を送付し続けている
- ・ 税務課で確認し連絡先がわかったが連絡は行っていない状況

(5の建物の方の意見や状況)

- ・ 建物はほとんど取り壊し済み  
一部物置及びブロック塀が残っていて危険とみなした  
所有者は女性の方1人で施設に入っている  
建物の管理については親戚が行っている状況

【調査のまとめ】

町として今後も注意して建物の状況を確認していく

#### (4) 令和2年度の多気町空家現地調査

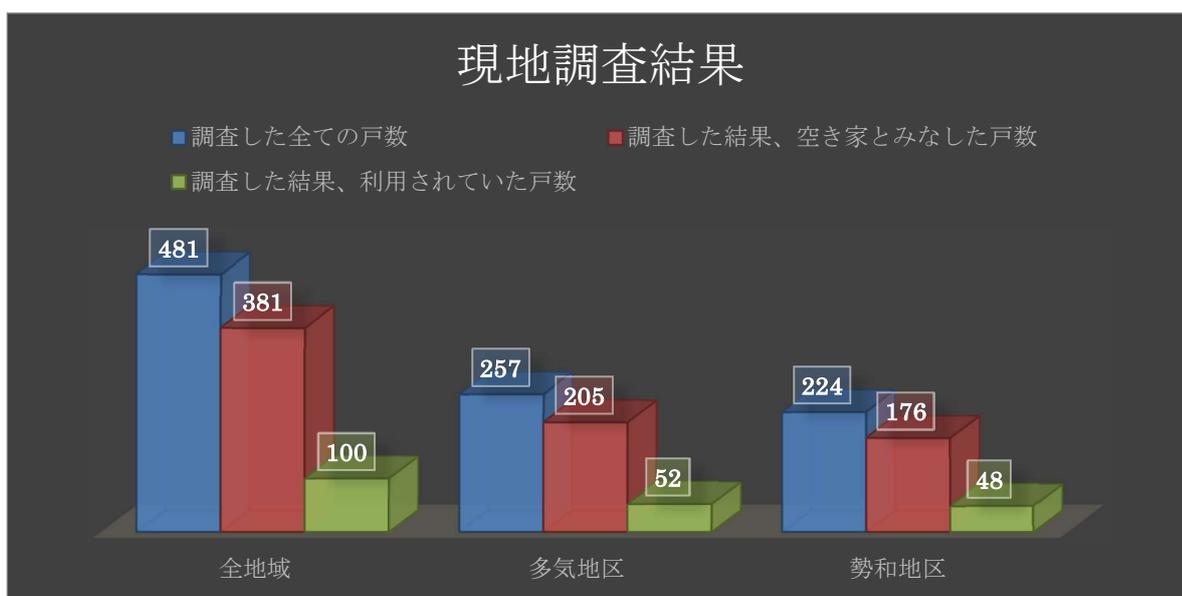
- 調査期間：令和2年度
- 調査を行った部署：建設課
- 調査方法：各区長に数年住んでいないと思われる空家の情報と、以前から企画課が持っている名簿を合わせたものを担当職員が位置図を基に現地確認を行った
- 調査の件数：481戸を実施しました（多気町全域）

### 現地調査の数量

#### 【調査した全ての戸数】

項目	多気町全域	多気地区戸数	勢和地区戸数
調査した全ての戸数	481戸	257戸	224戸
調査結果、空き家とみなした戸数	381戸	205戸	176戸
調査結果、利用されていた戸数	100戸	52戸	48戸

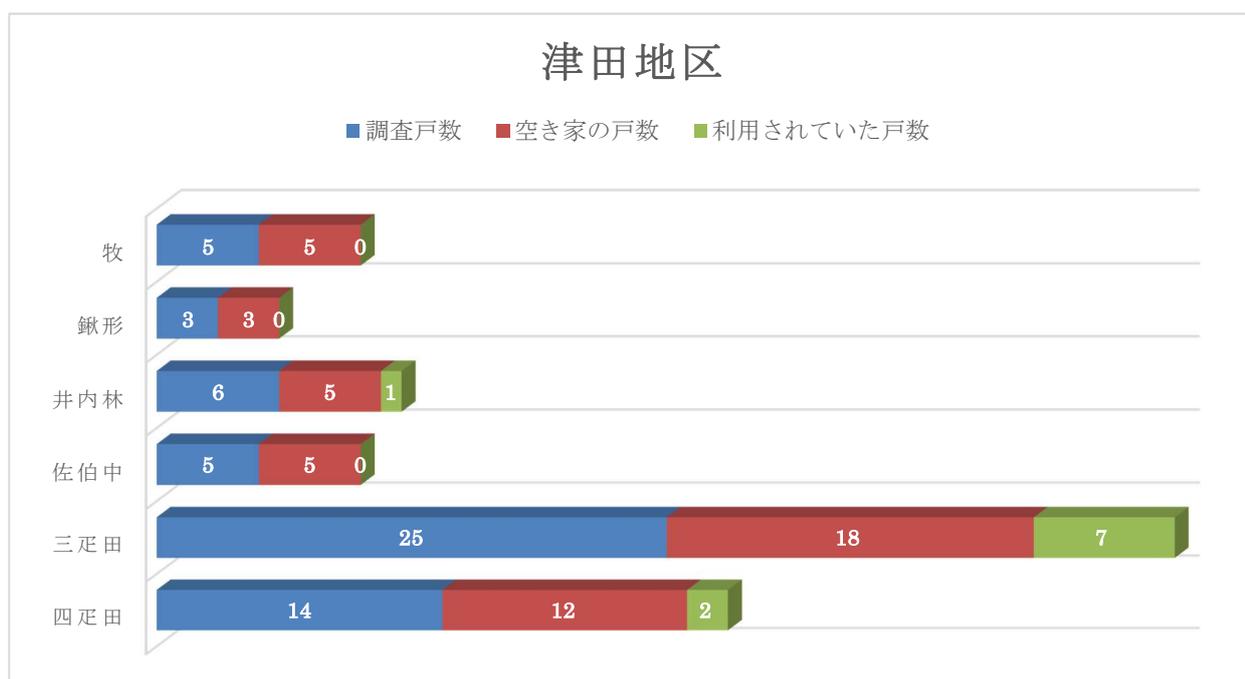
・多気町全域の481戸を調査致しましたが、利用されていた建物が100戸有り、残りの381戸が空き家でありました



## 各字別の調査結果

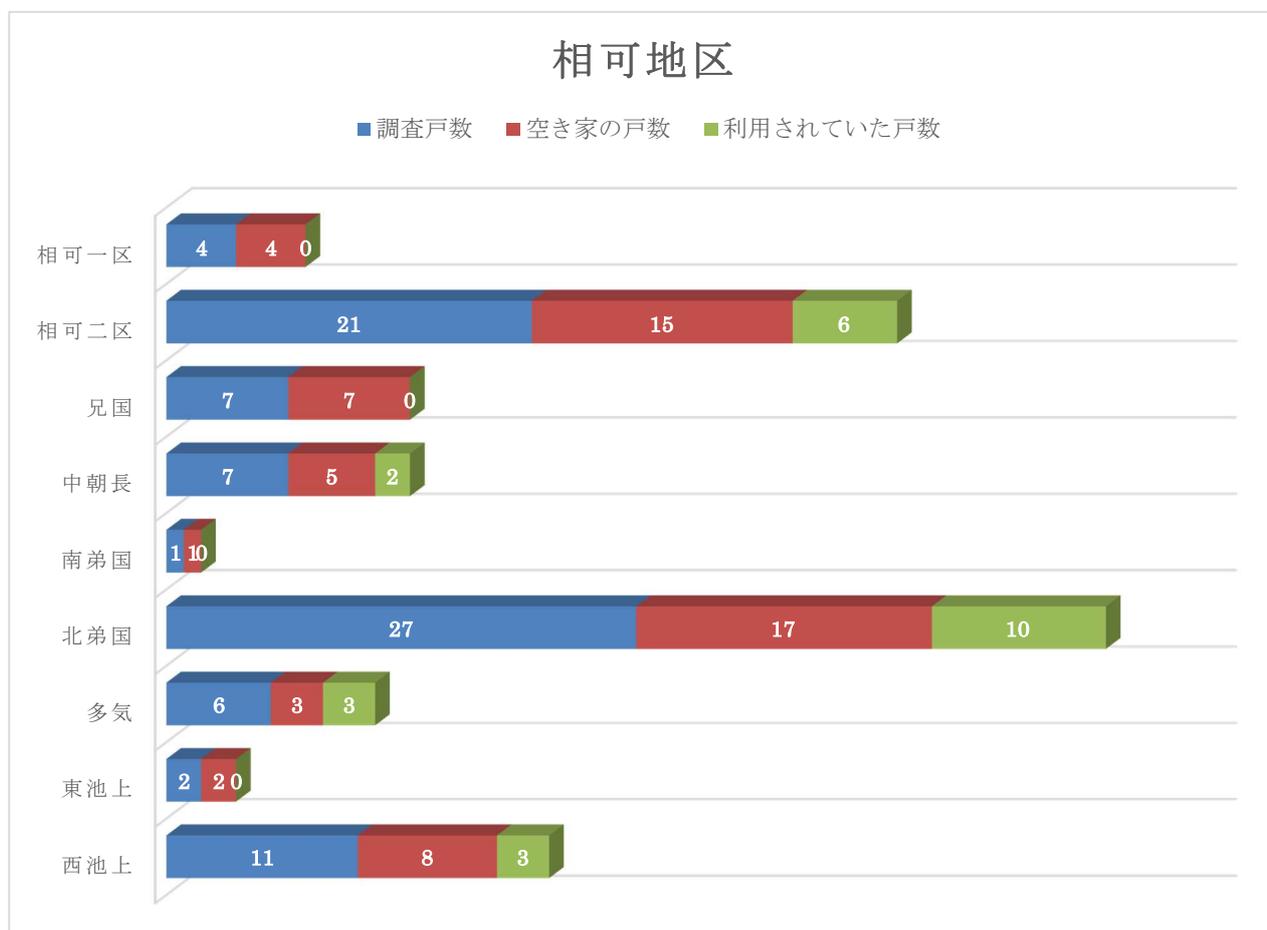
### 津田地区

地区名	調査戸数	空き家の戸数	利用されていた戸数
牧	5	5	0
鉾形	3	3	0
井内林	6	5	1
佐伯中	5	5	0
三疋田	25	18	7
四疋田	14	12	2
計	58	48	10



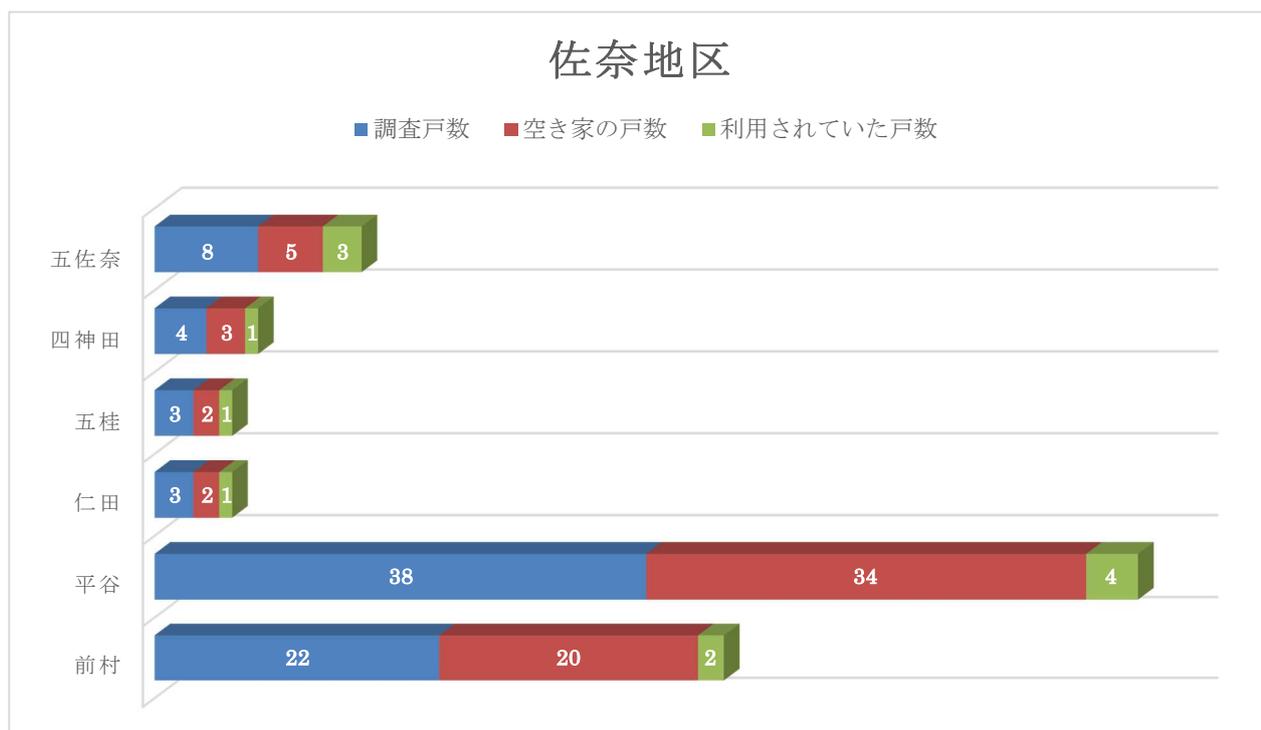
## 相可地区

地区名	調査戸数	空き家の戸数	利用されていた戸数
相可一区	4	4	0
相可二区	21	15	6
兄国	7	7	0
中朝長	7	5	2
南弟国	1	1	0
北弟国	27	17	10
多気	6	3	3
東池上	2	2	0
西池上	11	8	3
計	86	62	24



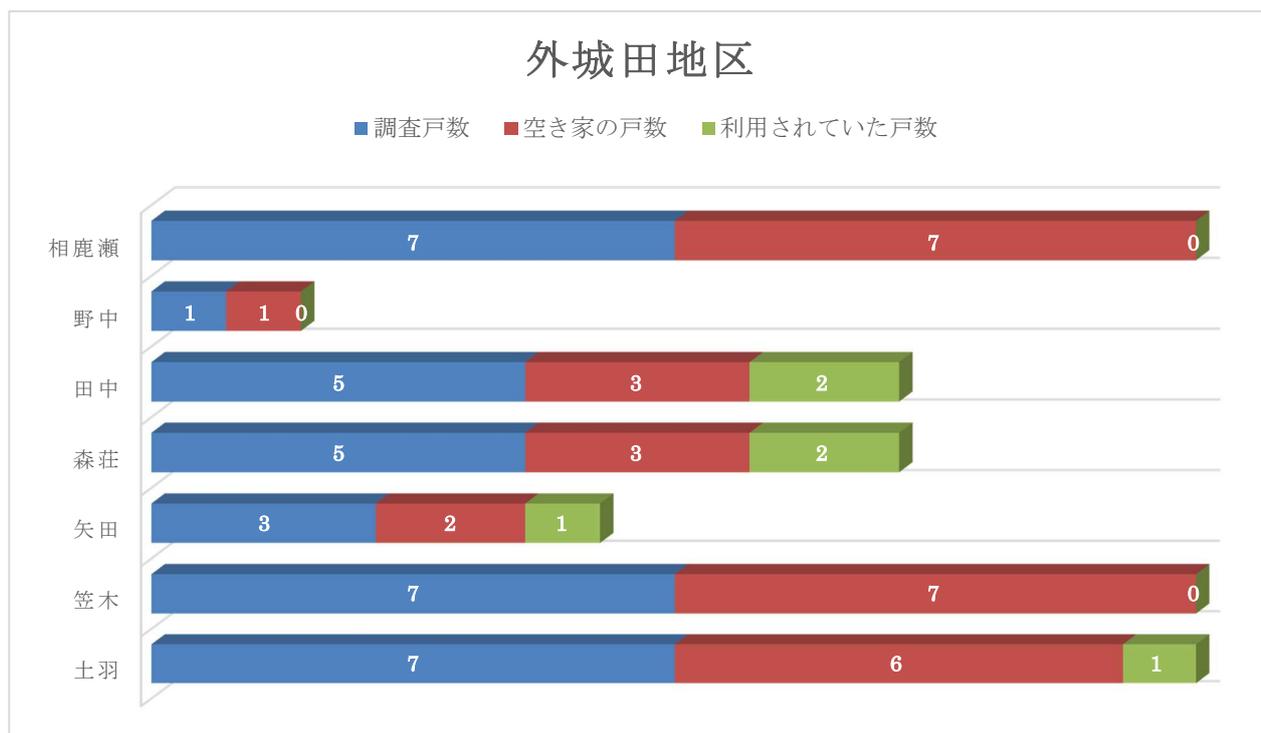
## 佐奈地区

地区名	調査戸数	空き家の戸数	利用されていた戸数
五佐奈	8	5	3
四神田	4	3	1
五桂	3	2	1
仁田	3	2	1
平谷	38	34	4
前村	22	20	2
計	78	66	12



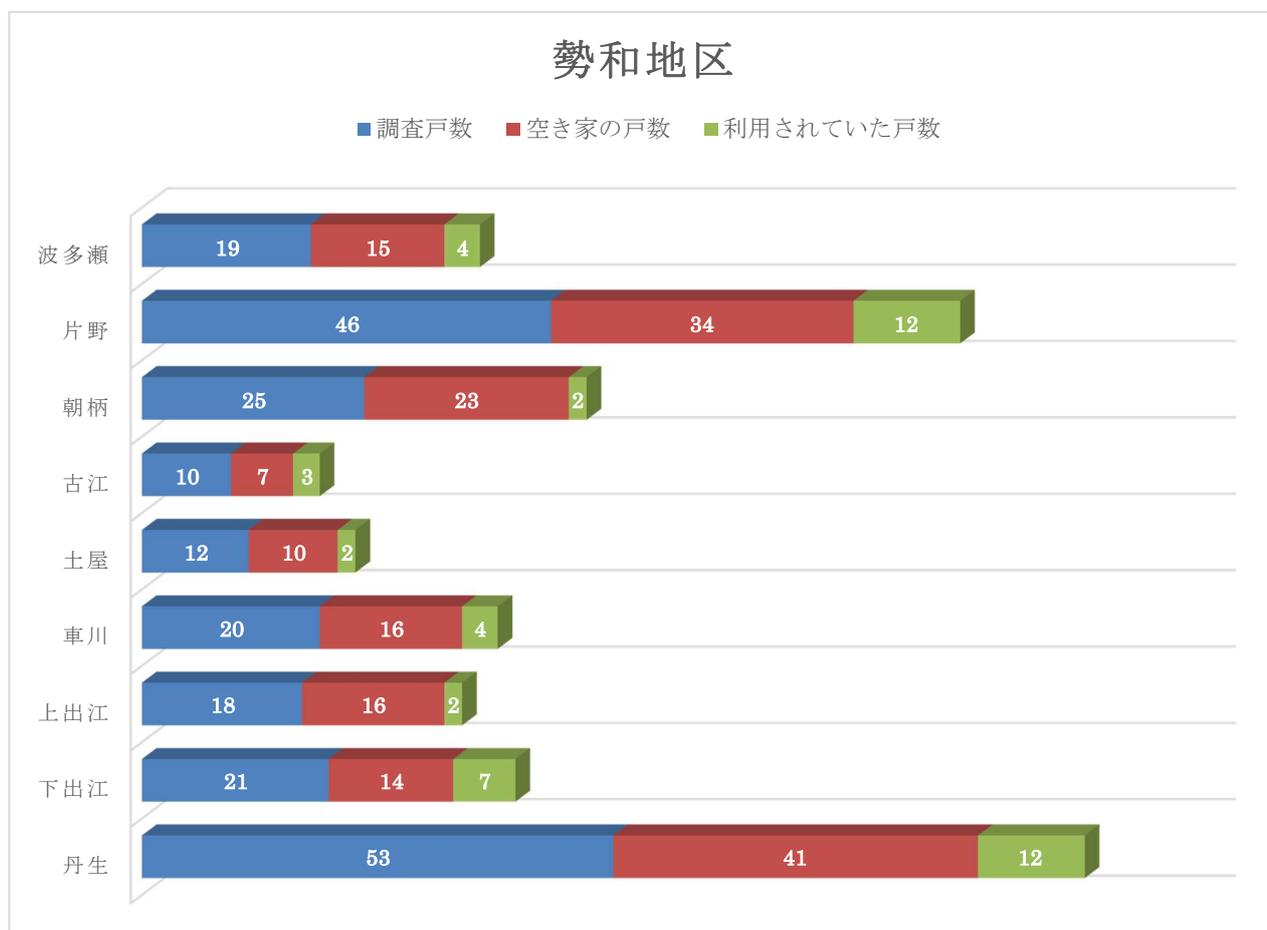
## 外城田地区

地区名	調査戸数	空き家の戸数	利用されていた戸数
相鹿瀬	7	7	0
野中	1	1	0
田中	5	3	2
森荘	5	3	2
矢田	3	2	1
笠木	7	7	0
土羽	7	6	1
計	35	29	6



## 勢和地区

地区名	調査戸数	空き家の戸数	利用されていた戸数
波多瀬	19	15	4
片野	46	34	12
朝柄	25	23	2
古江	10	7	3
土屋	12	10	2
車川	20	16	4
上出江	18	16	2
下出江	21	14	7
丹生	53	41	12
計	224	176	48



現地調査した結果のまとめ（建設課職員6名で調査を行った）

### ◎現状

- ・空き家であっても管理がされていて、いつでも住めるような空き家と、まったく管理されず長年にわたり放置され雑草等がひどく建物自体も傷んでいるような空き家の2種類に分けられる

### ◎課題

- ・売りたいのですが、どうしたら良いかわからない
- ・近隣の方に迷惑をかけている
- ・解体費用が高額である
- ・家だけでなく田畑、山等の財産も一緒に売りたい
- ・貸すのは良いのですが家の中に仏壇がそのままある
- ・一切管理されず、そのままの空き家
- ・今回の調査を行った以外でも空き家ではないのかと疑問に思う物件が多数見受けられた

### ◎提案等

- ・今後、年に数回ほど空き家相談会等開催する（所有者だけでなく親族も対象とする）
- ・空き家対策計画書を作成し、取り壊しの補助が出るようにする。しかし対象は昭和56年以前に建てた住宅で無料耐震診断を行い耐震性がないとみなされた住宅のみになる為、それ以外で危険とする住宅に対しても何か手助けが出来たら良いが
- ・空き家バンク制度を空き家の所有者等に対して、もっとPRを図る。また空き家自身の状態や土地などについても詳しい情報を発信させる
- ・町内の住民や移転された方に対して、空き家を所有している場合など名簿に年一回更新出来て状態がわかるような仕組みを考えたい
- ・調査中、倉庫などに利用している所も多く見受けられ、他でも利用している物件があるのではないか
- ・空き家の近隣の方からの苦情等を所有者に伝える連絡網の構築

## 第2章 空家等対策に関する基本的な方針

空家等は、個人の財産であることから、管理責任は、所有者等にあることが前提となります。

空家特措法第3条でも「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とされています。

また、町内の空家等については、条例により「空家等対策計画を定めるものとする。」とされています。

### 1. 計画対象地区及び対象とする空家等の種類及び期間その他の空家等に関する基本的な方針

#### (1) 計画対象地区

本計画で対象とする地域については、町全域とします。

#### (2) 対象とする空家等の種類

条例第2条（定義）の1号及び2号に定めるところによります。

第1号 空家等 町内にある建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着する物を含む。）をいう。

第2号 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

#### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から5年間の令和7年度（2026年度）とします。ただし、計画期間中においても、空家特措法の見直しや社会情勢の変化、国・県の動向、町の空家等についての変化などがあった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### (4) 空家等に関する基本的な方針

#### ① 空家等の発生の抑制と適正な管理の促進

少子高齢化の進展による人口減少などの社会情勢の変化等に伴い、今後も空家等が増加していくことが予想されます。

新たな空家等の発生の抑制に取り組むとともに、適正管理に向けた啓発や情報提供を行い、空家等の適正管理の促進に努めます。

#### ② 空家等の利活用の促進

空家等の所有者等に対して利活用を促すとともに、アンケート調査の結果を踏まえ、関係団体と連携した利活用の提案や地域との連携による活用などを進めます。

#### ③ 所有者等による適切な管理の促進

個人の財産である空家等の管理については、所有者等が自らの責任において行うことが原則です。このことを所有者等に周知・啓発するため、情報の提供に努めます。

#### ④ 相談体制の確立

使用していない又は今後使用する予定のない空家に、新たに住居者が現れれば、空家等の増加を抑制することにつながります。しかし、その具体的な方法や手続き等、物件ごとに様々な対応が必要となり、所有者等の中には、これらの知識やその相談先などの情報がないため、売却等に踏み出せない方もいます。このことを解消するため、空家無料相談会を定期的を開催します。

さまざまな関係団体、住民が連携し空家等の対策を実行する体制づくりを行います。

#### ⑤ 空家バンク制度の活用

空家等が多いにもかかわらず、それが市場に出てこないという状況の中で、空家等を市場に出す仕組みとして、空家バンク制度があります。これは空家の売却や賃貸を希望する所有者から提供された情報をホームページ等で公開し、空家利用希望者へ情報提供を行います。行政が関わることで安心感を与え、それにより流通が促進される空家バンク制度により利用可能な空家の活用を検討します。

また、この空家バンク制度をもっと町全域の住民に情報を拡大する。

#### ⑥ 空家等に関する補助金制度の検討

管理不全な空家等は、周辺への影響が大きく危険な状況であっても、費用面の問題等から解体したくてもできないという現状があります。

またそうした空家等は、震災時には倒壊の危険はもとより、避難活動や救助活

動の支援となることも考えられます。このため、国、県、町はもとより、民間事業者が実施する空家等の解体に係る補助金制度を促進します。

#### ⑦ 空家等の調査

地域からの情報提供により、所有者に対してアンケート調査を実施し、その所有者の管理状況や今後の活用予定、困っていることなどを把握しました。その後、数回にかけてアンケート調査を行い、空家の現地調査を実施しました。

しかし、上記調査において、所有者等を把握出来なかった空家や現地調査しておそらく空家ではないかと思った空家などが見受けられ、今後も未把握空家については、随時調査を実施していきます。

尚、空家等の調査については、固定資産税課税情報、戸籍簿情報、建築確認申請情報、登記情報や他市町への住民票、戸籍等の照会などにより、関係部局との連携を図りながら所有者等を調査していきます。

#### ⑧ 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報および当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、データベースを整備し、空家等対策担当課において適切に管理します。

データベースの情報は以下のとおりとします。

- ・空家等基本情報（所在地、建物種別、階層、構造等）
- ・外観調査情報（判定結果、その他所見等）
- ・所有者特定情報（土地・建物所有者等の氏名、住所、連絡先等）
- ・適切な管理の促進（対応状況、現況写真、助言や指導等の履歴）

なお、所在が不明な場合も、「過失なく所有者等を確知できない」者と判断し、データベースに登録します。

### （5）主体別の役割

#### ① 所有者等の役割

本来空家等は所有者等の財産であるものの、管理不全の状態が続けば防災、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなります。

このことから、条例第4条に「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自己の責任において必要な措置を講じ、常に適正に管理しなければならない。」とされています。

#### ② 町民等の役割

条例第5条第1項に「町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と定められています。

また第2項には「管理が適正に行われていない空家等があると認めるときは、速やかにその情報を町に提供するよう努める」としています。

### ③ 事業者の役割

空家等の対策は住宅等の管理だけではなく、流通や地域環境など様々な課題が伴い、専門的かつ幅広い分野での情報や知識、技術が必要となります。

事業者等は、その専門的な情報や知識、技術をもって、町や所有者等が行う空家等の対策について情報提供や技術的な支援を行うものとします。

### ④ 町の役割

相談体制や実施体制を近隣市町や関係団体等の連携として整備するとともに、町内における空家等の実態把握とその所有者等の特定を行います。

また、条例第3条に「空家等の適正な管理及び活用を促進を図るため、必要な施策を実施しなければならない。」としています。

なお現行法制度で解決できないよいうな事項が出てきた場合、必要に応じて県や国へ解決に向けて要望を行います。

### ⑤ 県、国の役割

県の役割については、空家特措法第8条に「県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関し、この法律に基づき市町が講ずる措置について、当該市町に対する情報の提供及び技術的な助言、市町相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。」と定められています。

また国及び県は、空家特措法第15条第1項に「国及び都道府県は、市町が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対して補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。」と定められ、第2項に「国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」と定められています。

## (6) 管理不全な空家等の解消の促進

### ① 適切に管理されていない空家等に対する対応

適切に管理されていない空家等の把握をした場合、条例第8条第1項により現地調査及び所有者等の特定を行い、データベースに登録し、必要に応じて適正管理を促すために通知をします。

適切に管理されていない空家等に対しては、条例第9条第1項による特定空家等の措置のほか、建築基準法など関係する法令の目的に沿った措置が考えられることから、当該空家等の状況に応じて適切な措置を実施します。

## ② 特定空家等に対する判断

特定空家等は、管理されず、そのまま放置すれば倒壊等の危険な恐れがあり、地域住民の衛生上有害となる恐れのある状態であることから、多気町空家等対策推進協議会（以下、「協議会」という。）で意見を求め、町長が決定します。

尚、特定空家等以外で悪影響を与える恐れのある空家等または法による指導が困難である空家等については、関係機関と連携した指導の実施を検討します。

## ③ 特定空家等に対する措置

### ・助言又は指導

条例第9条第1項により、町長は特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行います。

### ・勧告

条例第9条第2項及び第3項により、町長は助言又は指導をしても、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告します。

### ・命令

条例第9条第3項、4項、5項により、その勧告に係る措置を取らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じます。また、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法に従い、自ら義務者のなすべき行為を第三者にさせることを行います。

また、必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知できないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせます。

## (7) 空家等対策の実施体制

### ① 空家等対策担当課

当町における空家等対策に関する住民等からの相談などの対応については、建設課内に担当を置き、一元化を図ります。空家等の相談については、多岐にわた

ることから、庁内の関係部局や協議会、関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容について経過等を記録し、関係部局等で共有します。

また、適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を早期に解決するため、庁内の関係部局との連携を密にし、空家等対策を効果的かつ効率的に推進します。

## ② 多気町空家等対策に関する専門部会

当町内で空家等がもたらす問題は、防災や衛生、環境や景観、獣害等多岐にわたることから、庁内の関係部局による多気町空家等対策に関する専門部会を設置し、情報の共有や協力、連携体制の構築を図ります。

庁内組織と内容については、以下の8つの部局をもって組織します。

- 建設課（主）：道路行政、建築行政に関する事
- 企画調整課（従）：空き家バンクに関する事
- 総務課：防災、防犯に関する事
- 税務課：固定資産に関する事
- 町民環境課：廃棄物に関する事、動植物に関する事
- 上下水道課：給排水、料金に関する事
- 農林商工課：野生動物等、獣害に関する事
- 教育課：通学路に関する事

## ③ 協議会

空家等対策の様々な問題に対応するため、副町長のほか、法務、不動産、建築等に関する知識経験を有する者、住民代表者、町議会等により構成され、委員14人以内をもって組織します。

この協議会では、本計画の作成及び変更並びに実施に関することや、特定空家等の認定の適否、措置の方針、その他空家等に関する対策に必要な事項を協議します。

## (8) 関係機関等との連携

### ① 地域（自治会等）との連携

地域住民や自治会等から寄せられた空家等の情報や苦情等、問題の早期解決に努めるため、地元をよく知る自治会等と連携を図り、協働して空家対策に取り組めます。

### ② 警察との連携

空家特措法の目的規定には「防犯」は、うたわれていませんが適正に管理され

ていない空家等が犯罪の温床となり、犯罪を誘発する危険性を秘めています。このため、防犯的な観点から必要な限度において警察と空家等に関する情報を供用するなど、相互に連携、協力を図ります。

## (9) その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

### ① 空家等対策の情報共有

空家等の管理は、所有者が適切に管理もしくは活用すべきであるが、問題のある空家等については、地域全体で対処方法等を情報共有することは有効であるため、協議会での検討状況や空家等対策の情報に関し、必要に応じて公開します。

### ② 他法令との連携

空家等対策は、空家特措法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能な場合も考えられます。

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、都市計画法、旅館業法などの関係法令に準ずる必要があります。

また、特定空家等に対する措置を実施する場合は、行政手続法、行政代執行法に定める手続きに基づき実施することになります。

このことから、空家等対策について、関係法令の適用を総合的に検討するとともに、関係部局で広く組織の共有と連携体制の構築を図り、効果的な対応を進めていきます。

### ③ 計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正等必要に応じて随時見直しを行います。

計画の変更を行う場合は、協議会での協議を経て行います。